

## 資料4

令和5年3月3日  
保健福祉政策部  
保健福祉政策課

### 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の検討状況について

#### 1 主旨

世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6年度～令和13年度）の策定について、検討状況を報告する。

#### 2 検討状況について

##### （1）検討の進め方

庁内の総合計画策定委員会にて検討後、地域保健福祉審議会の学識経験者等が参加する総合計画研究会にて意見をいただいている。総合計画策定委員会及び総合計画研究会の委員は別表1、2のとおり。

##### （2）検討経過

| 日程         | 会議           | 検討内容                    |
|------------|--------------|-------------------------|
| 令和4年11月16日 | 地域保健福祉審議会    | 諮問                      |
| 令和4年11月17日 | 第1回総合計画策定委員会 | 総合計画策定の考え方について（基本方針、視点） |
| 令和4年12月1日  | 第1回総合計画研究会   |                         |
| 令和4年12月7日  | 第2回総合計画策定委員会 | 既存の地域包括ケアシステムを強化する      |
| 令和4年12月19日 | 第2回総合計画研究会   | 第1回、第2回研究会の振り返り、まとめ     |
| 令和4年12月26日 | 第3回総合計画策定委員会 |                         |
| 令和5年1月20日  | 第4回総合計画策定委員会 | 包括的な支援体制を地区で構築する        |
| 令和5年2月3日   | 第3回総合計画研究会   |                         |

##### （3）検討状況

これまでの検討の中で別紙1のとおりアウトライン（案）を修正し、基本方針、視点、及び今後の施策の方向性のうち2つの柱について別紙2のとおり検討した。

### 3 スケジュール（予定）

| 日程        | 会議           | 検討内容                   |
|-----------|--------------|------------------------|
| 令和5年3月16日 | 第5回総合計画策定委員会 | 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる |
| 令和5年3月27日 | 第4回総合計画研究会   |                        |
| 令和5年4月    | 地域保健福祉審議会    | 中間まとめ                  |
| 令和5年7月    | 地域保健福祉審議会    | 計画（素案）                 |
| 令和5年10月   | 地域保健福祉審議会    | 答申                     |
| 令和6年2月    | 地域保健福祉審議会    | 計画（案）                  |

別表1 総合計画策定委員会委員名簿

| 氏名     | 職（所属）                   | 備考  |
|--------|-------------------------|-----|
| 佐久間 聰  | 世田谷総合支所地域調整課長           |     |
| 三羽 忠嗣  | 砧総合支所保健福祉センター生活支援課長     |     |
| 濱田 隆行  | 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長    |     |
| 高橋 久美  | 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長    |     |
| 藤原 彰子  | 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長 |     |
| 相蘇 康隆  | 地域行政部地域行政課長             |     |
| 田中 耕太  | 保健福祉政策部長                | 委員長 |
| 有馬 秀人  | 保健福祉政策部次長               |     |
| 小泉 輝嘉  | 保健福祉政策部保健医療福祉推進課長       |     |
| 工藤 木綿子 | 保健福祉政策部生活福祉課長           |     |
| 杉中 寛之  | 高齢福祉部高齢福祉課長             |     |
| 宮川 善章  | 障害福祉部障害施策推進課長           |     |
| 嶋津 武則  | 子ども・若者部子ども・若者支援課長       |     |
| 河島 貴子  | 児童相談所副所長                |     |
| 伊藤 祐二  | 保育部保育課長                 |     |
| 大谷 周平  | 世田谷保健所健康企画課長            |     |
| 白木 裕二  | 都市整備政策部住宅管理課長           |     |
| 長岡 光春  | 世田谷区社会福祉協議会事務局長         |     |

別表2 総合計画研究会委員名簿

| 氏名    | 職（所属）                       | 備考 |
|-------|-----------------------------|----|
| 中村 秀一 | 医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長         |    |
| 和氣 純子 | 東京都立大学人文社会学部 教授             |    |
| 石渡 和実 | 東洋英和女学院大学 名誉教授              |    |
| 加藤 悅雄 | 大妻女子大学家政学部児童学科 准教授          |    |
| 川上 富雄 | 駒澤大学文学部社会学科 教授              |    |
| 諫訪 徹  | 日本大学文理学部社会福祉学科 教授           |    |
| 菱沼 幹男 | 日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科<br>准教授 |    |
| 木本 義彦 | 北沢総合支所長                     |    |
| 土屋 雅章 | 世田谷総合支所副支所長                 |    |
| 三羽 忠嗣 | 砧総合支所保健福祉センター所長             |    |
| 舟波 勇  | 地域行政部長                      |    |
| 田中 耕太 | 保健福祉政策部長                    | 座長 |
| 有馬 秀人 | 保健福祉政策部次長                   |    |
| 山戸 茂子 | 高齢福祉部長                      |    |
| 須藤 剛志 | 障害福祉部長                      |    |
| 柳澤 純  | 子ども・若者部長                    |    |
| 土橋 俊彦 | 児童相談所長                      |    |
| 和田 康子 | 保育部長                        |    |
| 向山 晴子 | 世田谷保健所長                     |    |
| 松本 幸夫 | 世田谷保健所副所長                   |    |
| 畠目 晴彦 | 都市整備政策部長                    |    |
| 長岡 光春 | 世田谷区社会福祉協議会事務局長             |    |

| 【区】 次期世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案） |   | 【国】 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（令和3年3月31日厚労省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」） |   |
|---------------------------|---|---|---|
| 章                         | テーマ   | No.   | 内容  |
| 第1章<br>計画策定にあたって          | 1 計画策定の主旨<br>2 計画の位置付け<br>3 計画の策定体制   |   |   |
| 第2章<br>近年の動向、区の課題         | 1 地域福祉を取り巻く状況<br>2 これまでの成果と課題   |   |   |
| 第3章<br>地域福祉を推進する基本的な考え方   | 1 地域福祉推進の基本方針<br>2 地域福祉推進の視点<br>3 今後の施策を展開する3つの柱<br>4 施策体系<br>5 圏域の考え方  | ①イ<br>①ス  | 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項<br>地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理   |
| 第4章<br>今後の施策の方向           | 1 包括的な支援体制を地区で構築する<br><br>(1) 相談支援<br>(2) 参加支援<br>(3) 地域づくり<br>(4) 各分野・施策との連携<br><br>2 既存の地域包括ケアシステムを強化する<br><br>(1) 医療<br>(2) 福祉サービス<br>(3) 予防、健康づくり<br>(4) 住まい<br>(5) 生活支援<br>(6) 就労<br>(7) 教育<br>(8) 社会参加<br>(9) 防犯・防災<br><br>3 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる | ①ウ<br>①エ<br>①ク<br>①ソ<br>①タ<br>⑤イ<br>⑤ウ                                    | 制度の狭間の課題への対応の在り方<br>生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制<br>自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方<br>地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制<br>全庁的な体制整備<br>「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備<br>多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 |
| 第5章<br>計画の推進に向けて          | 計画の進行管理等  |   |   |
| 第6章<br>参考資料               |   |   |   |
| 卷末                        | 成年後見制度利用促進基本計画<br>更生保護の促進【再犯防止推進計画】   | ①ケ<br>①サ  | 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方<br>保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方   |

別紙2

## 地域保健福祉審議会

### 計画の検討状況について

令和5年2月10日

保健福祉政策部保健福祉政策課

# 基本方針（案）

## 【地域福祉推進の基本方針（案）】

# つながりあう・支えあう・大切にしあう 誰一人取り残さない世田谷区をつくろう

人口の高齢化、価値観の多様化、デジタル社会の進化など、変化し続ける社会において、様々な困難な状況にある人を誰一人取り残さない世田谷区を将来にわたって築いていくことが、現代に生きる私達の責務と言えます。

この基本方針は、「区民同士がつながりあい支えあうこと」と「お互いを大切にしている自分らしくいられること」を全ての人が強く意識し、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に邁進する決意を示しています。

# **地域福祉推進の視点（案）**

## 【地域福祉推進の視点（案）】

①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

②予防的福祉を推進する

③参加と協働により地域福祉を推進する

④保健・医療・福祉分野において、先端技術を柔軟に取り入れ、  
区民の福祉を向上する

⑤適切な評価・見直しを行う

⑥分野横断的な連携を推進する

## ①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、国籍の違い、障害等の有無にかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進します。
- 高齢者や障害のある方についても、「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進めます。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえます。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考えます。

## ②予防的福祉を推進する

- これまでの申請主義による待ちの姿勢でいるのではなく、抱えている問題が深刻化・困難化する前に発見し、早期の支援につなげる予防的福祉を推進します。

## ③参加と協働により地域福祉を推進する

- 住民が主体的に福祉の担い手となり、地域の課題解決に取り組む体制づくりを推進します。
- 施策や事業の実施にあたっては、民間の活力を活用する等の多様な手法を導入します。

## ④保健・医療・福祉分野において、先端技術を柔軟に取り入れ、 区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術を活用するなど、「より便利」、「より効率的」にサービス提供し、新しい選択肢を常に研究します。
- 区役所内だけでなく、福祉の現場も含めて進めていきます。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討します。

## ⑤適切な評価・見直しを行う

- 適切な評価指標を設定し、施策の優先度や効率性、効果等を検証し、必要な見直しを行います。
- これまでの取組みのプラス面をしっかり受け止め、引き継いでいきます。

## ⑥分野横断的な連携を推進する

- 必要に応じて積極的に、教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開します。

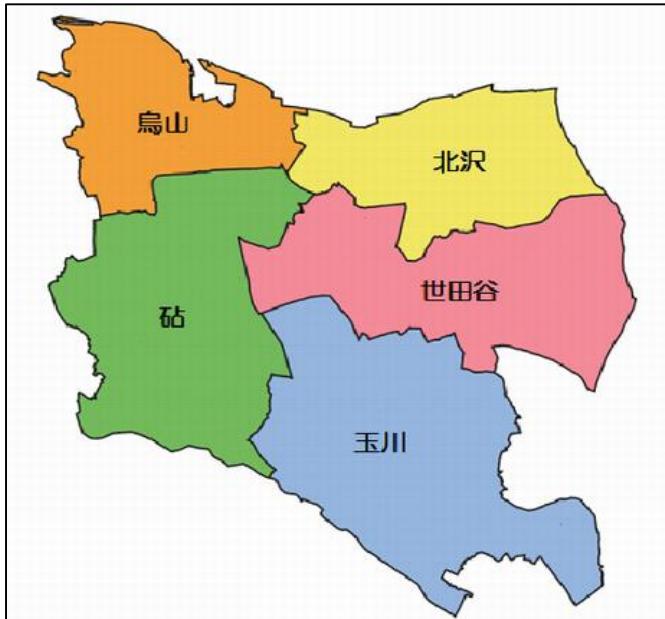
## 今後の施策の方向性

1 包括的な支援体制を地区で構築する

## 世田谷区の三層構造について

- 5つの地域に総合支所を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っている（福祉事務所）。
  - さらに28の地区に 細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置。
  - 同様に、地域包括支援センター、社会福祉協議会を各地区に設置。

- ◎ 1 地区あたり  
面積 約2.0Km<sup>2</sup>  
人口 約32,800人



# 世田谷区の三層構造について

全区

〈本庁組織〉

保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部、保育部、児童相談所、  
世田谷保健所

地域

〈総合支所〉 (5地域)

- ・地域振興課、区民課、街づくり課

保健福祉センター

- 生活支援課
- 保健福祉課
- 健康づくり課
- 子ども家庭支援課

世田谷地域

世田谷  
総合支所

北沢地域

北沢  
総合支所

玉川地域

玉川  
総合支所

砧地域

砧  
総合支所

烏山地域

烏山  
総合支所

地区

〈まちづくりセンター〉  
(28地区)

- ・まちづくりセンター
- ・あんしんすこやかセンター  
(地域包括支援センター)
- ・社会福祉協議会

池尻地区

太子堂地区  
若林地区  
上町地区  
経堂地区  
下馬地区  
上馬地区

梅丘地区

代沢地区  
新代田地区  
北沢地区  
松原地区  
松沢地区

奥沢地区

九品仏地区  
等々力地区  
上野毛地区  
用賀地区  
深沢地区  
二子玉川地区

祖師谷地区

成城地区  
船橋地区  
喜多見地区  
砧地区

上北沢地区

上祖師谷地区  
烏山地区

# 現行計画における区の「地域包括ケアシステム」の取組み

## 「地域包括ケアシステム」推進の背景

- ✓ 団塊の世代が75歳となる2025年には、認知症の高齢者の割合や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の割合が増加すると推計されている。
- ✓ 病院で入院し続ける生活ではなく、住み慣れた自宅で医療や介護を希望する人も増えている。
- ✓ 国は、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している。

## 世田谷区の動き

- 平成26年 3月 世田谷区地域保健医療福祉総合計画(平成26年度～平成35年度)にて  
「世田谷区の目指す地域包括ケアシステム」の推進を示す
- 平成26年10月 地域包括ケアの地区展開 1地区にてモデル実施 (砧地区)
- 平成27年 7月 地域包括ケアの地区展開 5地区にてモデル実施 (砧、池尻、松沢、用賀、上北沢地区)
- 平成28年 7月 地域包括ケアの地区展開 27地区にて実施
- 令和元年 7月 地域包括ケアの地区展開 28地区にて実施 (二子玉川地区追加)
- 令和4年 1月 全地区の一体整備が完了
- 令和4年 5月 全地区において児童館を含めた四者連携会議実施

## これまでの区における「地域包括ケアシステム」の推進

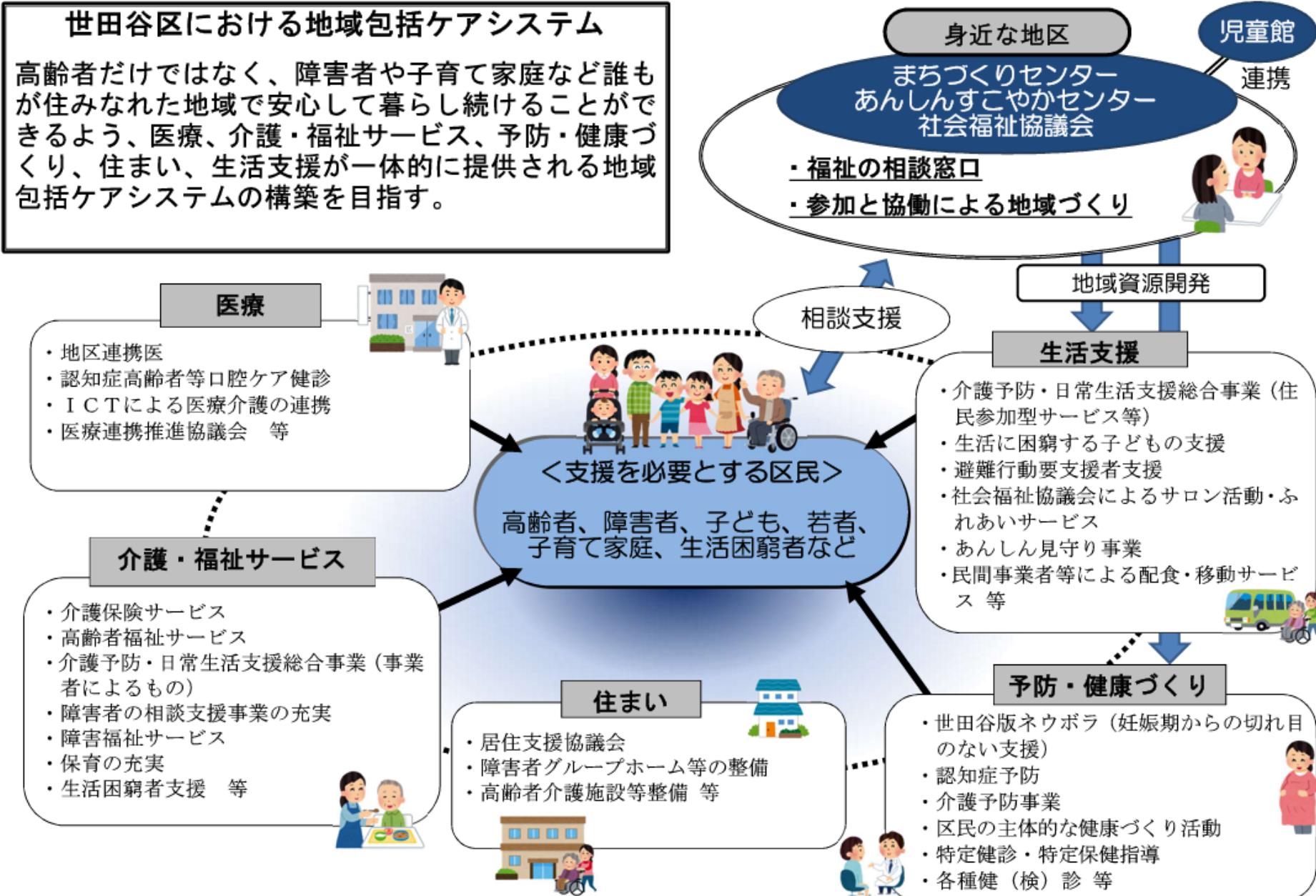
### (1) 区の目めざす地域包括ケアシステム

高齢者のみではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、**支援を必要とするあらゆる人が、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会」の実現をめざし**、より身近な日常生活の場でその人にあった様々な支援が切れ目なく、包括的、継続的に受けることができるようとする。

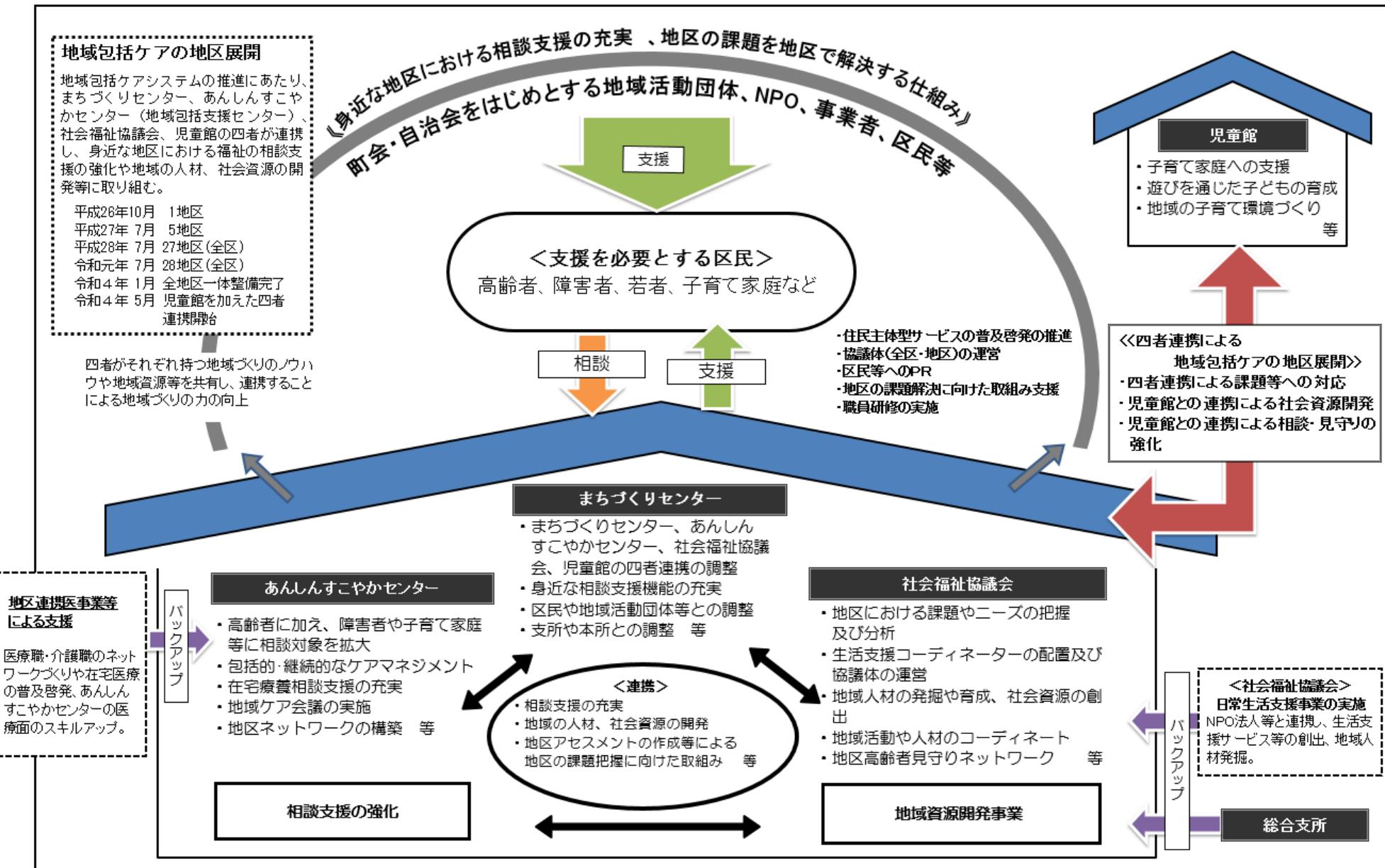
### (2) 提供

- 生活の基盤である**「住まい」**が確保され、生活を構築するための**「生活支援・福祉サービス」**と、それぞれ人の状況にあわせて提供される**「介護」「医療」「予防」**が、一体的に提供される。
- それぞれの柱は個別計画において推進する。
- 困りごとや悩みを抱えた区民が、身近な地区で早期に相談を受けられるよう、各地区のまちづくりセンターに**「福祉の相談窓口」**を設け、福祉に関するあらゆる相談を受け付ける。
- 「福祉の相談窓口」で受け付けた相談は、相談者の課題等を聞き取り、初期のアセスメントを行い、ニーズを整理し、状況に応じた支援や関係機関へつなぎ、対応する。
- まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が連携して、地区課題の発見・把握から、相談支援、サービス提供、社会資源開発、情報発信を行うなどの、**個別支援と地域支援を組み合わせてコミュニティソーシャルワークを推進**する。

# 現行計画における地域包括ケアシステムによる区民を支援するイメージ



# 現行計画における地域包括ケアの地区展開のイメージ



## 区の「地域包括ケアシステム」に関する課題

- 区では、国の示す地域共生社会の考え方方に先んじて、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」をめざし、地域包括ケアシステムの対象を団りごとを抱えたすべての区民として、広く捉えて推進。
- 区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、コミュニティソーシャルワークの推進。

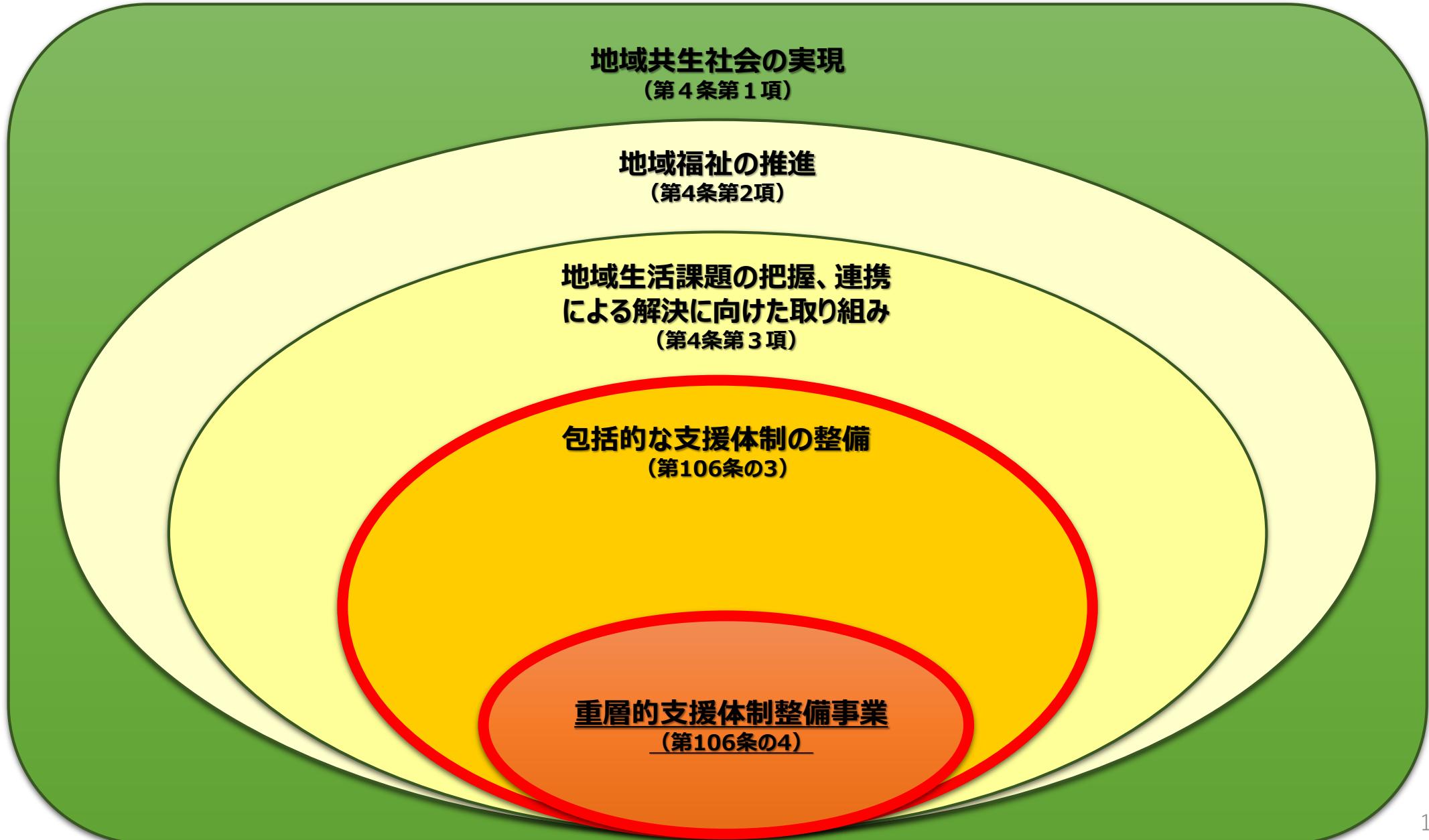


- 支援の現場では、複雑化・複合化した課題を抱える方や、制度の狭間にいる方への支援が十分にできていない。
- 地域包括ケアシステムの推進については、各分野の個別計画において実践してきたが、既存の縦割りのシステムでは、上記の支援ニーズに対応することが困難。



これまで地域包括ケアシステムの取組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに対応するため、**既存の地域包括ケアシステムを強化し、包括的な支援体制の構築**が必要。

# 国の動向（地域共生社会）（国資料）



## 地域生活課題

- ① 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題。
- ② 地域社会からの孤立に関する課題。
- ③ あらゆる分野に参加する機会の確保の課題。

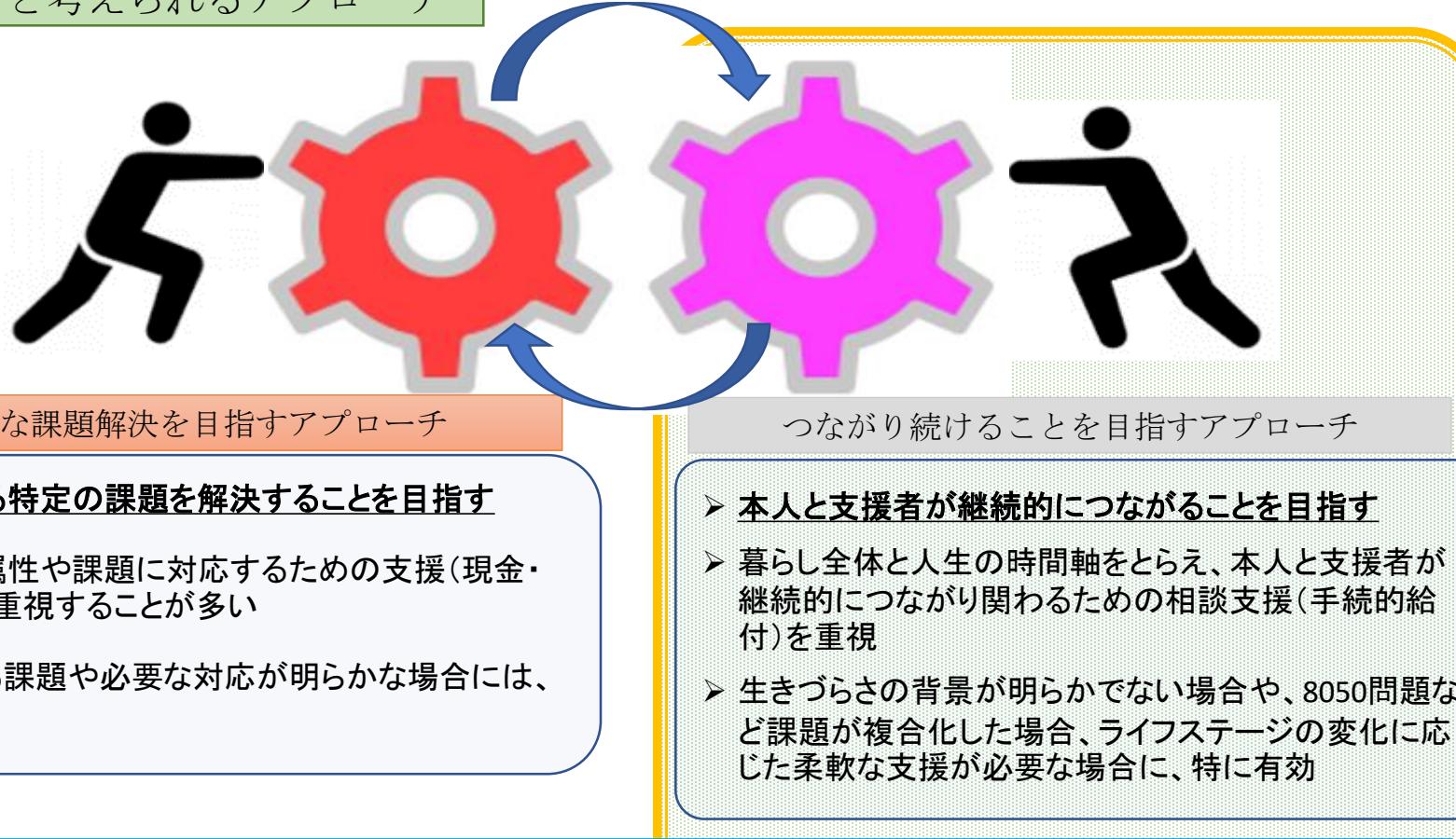
地域生活課題に対する支援が包括的に提供される体制。

## →包括的な支援体制

そのためには、地域住民等や支援関係機関が地域福祉の推進のために相互の協力が円滑に行われる必要がある。

# 対人支援において今後求められるアプローチ（国資料）

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

# 対人支援において今後求められるアプローチ（国資料）

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援  
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気にかけ合う関係性

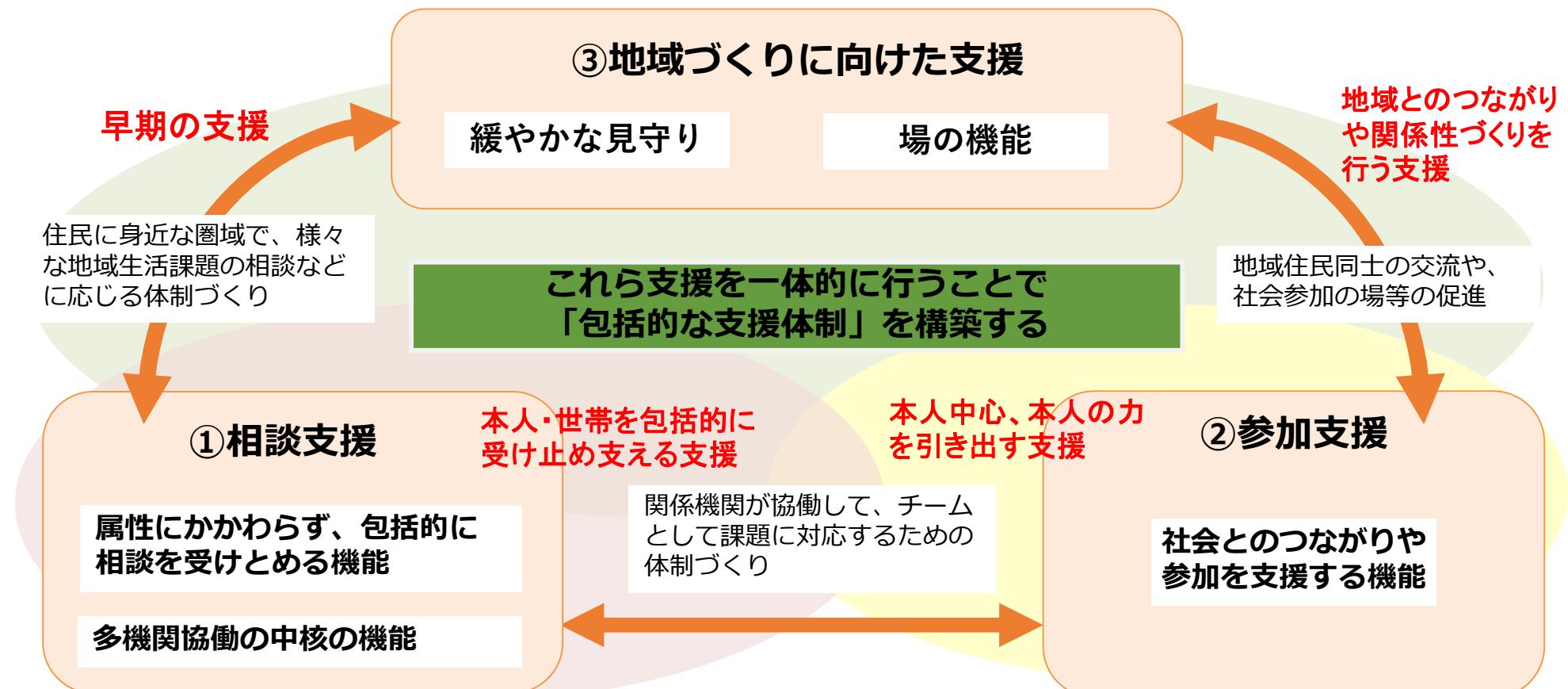
- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

## セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人ととのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - －地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - －専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合することで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

# 包括的な支援体制とは（国資料）

- 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援にニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、
- ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業により、市町村の取組を支援。



# 区の目指す包括的な支援体制

区では、国の地域共生社会の考えに先んじて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムを構築、推進してきた。

また、「地域包括ケアの地区展開」事業を展開し、区民にとって最も身近な圏域である地区に断らない相談窓口である「福祉の相談窓口」を設置。日々の相談対応から地区課題を抽出・把握し、その課題解決を図る参加と協働の地域づくりを実践してきた。

このような先駆的な取組みを活かしつつ、新たに課題となっている複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対応するため、下記のとおり包括的な支援体制を構築する。

## 地域包括ケアシステムに新たな柱を加え、福祉と新たな分野の横断的取組みを強化する

区の地域包括ケアシステムの柱である「医療」「福祉」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」に、区民のライフステージに大きく関わる「就労」「教育」、区民が安心して住み続けていくために必要不可欠である「防犯・防災」、そして区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する「社会参加」を位置づけ、各分野別計画において取組みを展開していくとともに、福祉分野と新たな柱の分野横断的な取組みを強化する。

 それでも地域包括ケアシステムの支援から漏れてしまう、制度の狭間の支援ニーズ、課題が複雑・複合的に絡みあっている…。

## 包括的な支援体制を区民にとって最も身近な地区で展開する

これまで実践してきた「地域包括ケアの地区展開」の取組みを活かしつつ、新たに社会参加の支援の機能を持たせ、各地区における包括的な支援体制を構築する。複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズは、早急な解決が困難であり、長期間の関わりが必要となるケースも多い。そのようなケースにおいては、当事者との関係性を継続していくことが重要であり、地区での実施が最も適している。これまでの制度的な福祉と異なり、地区での地域づくりや、社会参加することで地域とつながることが重要となり、区民にとって最も身近な地区で伴走して支援を行うことで、都市部であっても誰一人取り残さない世田谷をつくっていく。

# 区の目指す包括的な支援体制

## 先端技術を柔軟に取り入れ、基盤強化や課題解決を図り、包括的な支援体制を強化する

保健・医療・福祉の分野においてもICT技術の活用やDXの推進により、包括的な支援体制を支える基盤を強化する。

また、課題抽出の仕組みを明確化、実践することで包括的な支援体制を順次強化し、区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を実現する。

特に、複雑化・複合化した課題を抱える方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対する支援においては、多くの支援機関の連携が必要となり、支援に関する情報共有など、支援が円滑になるよう取組みを強化する。

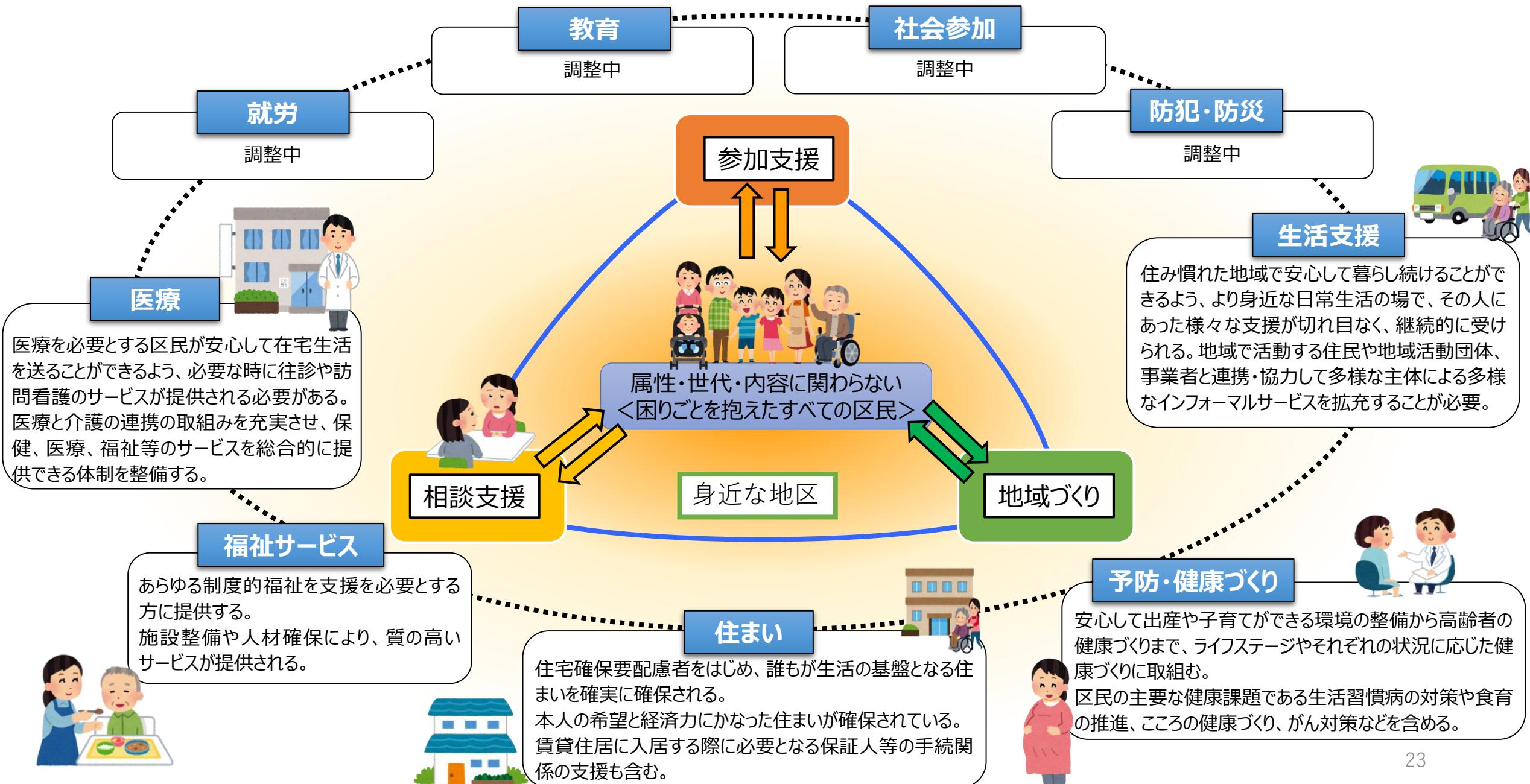
課題抽出の仕組みや、包括的な支援体制を支える基盤については、第5回総合計画策定委員会や第4回総合計画研究会において検討します。

### 【参考】次期総合計画アウトライン（案）

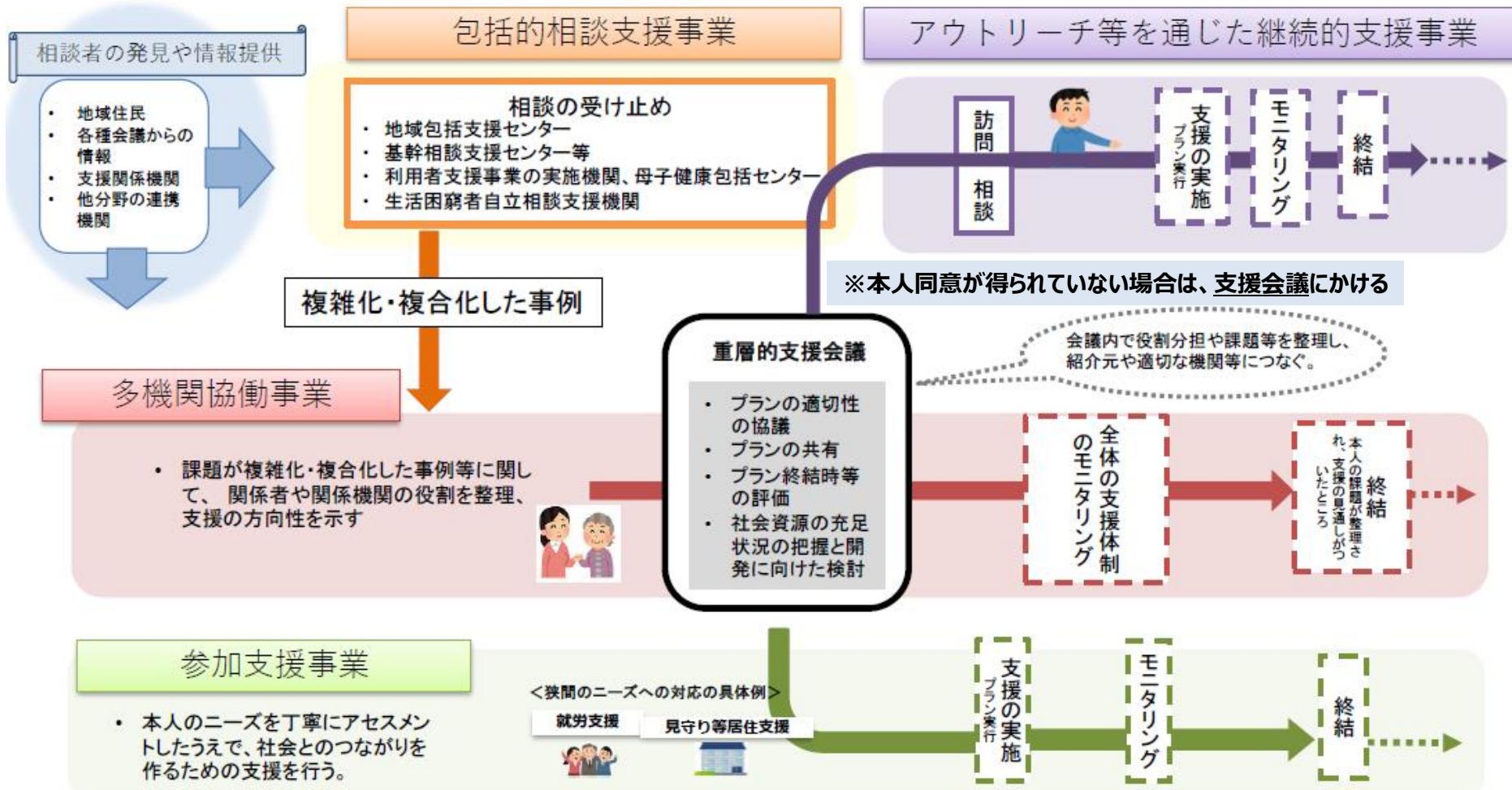
#### 3 誰もが安心して暮らしていくための基盤をつくる

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 寄付文化の醸成、基金の活用
- (3) 保健医療福祉の全区的な拠点運営
- (4) 福祉人材の発掘・育成
- (5) 保健福祉サービスの質の向上
- (6) 課題抽出の仕組み

# 区の目指す包括的な支援体制



# 重層的支援体制整備事業の支援フロー（イメージ）



# 区の目指す相談支援体制

区では、生活上の困りごとや悩みに対して、早期に相談窓口に足を運び相談を受けられるよう、対象を限らないすべての困りごとに関する相談を受ける窓口として「福祉の相談窓口」を全地区に展開し、相談者の課題を聞き取り初期のアセスメントをおこない、ニーズを整理し、状況に応じた支援や関係機関へのつなぎを実施してきた。

一方で、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方に対しては、つなぎ先が無いことによる抱え込みや、支援が必要にも関わらず支援が届いていないことで、より支援が困難なケースに陥るといったことが課題となっている。そのような方にも必要な支援を届けるために、下記のとおり相談支援体制を充実させる。

## 新 困難なケースについては、総合支所保健福祉センターを中心に縦割りを超え、チームで支援をおこなう

複雑化・複合化した課題や制度の狭間のニーズを抱えた方に対しては、総合支所や生活困窮者自立相談支援センター（ぷらっとホーム世田谷）を中心に、様々な支援機関や団体と支援チームを形成、役割分担を行うことで、区民一人ひとりのニーズに沿った支援を実施します。

また、地区を中心にそのようなニーズを抱えた方に対して、つながり続けることを目指し、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的に関わっていく伴走支援をおこなう。

## 新 アウトリーチを強化し、支援が必要にも関わらず届いていない人にも支援を届ける

支援に対して拒否を示す人や、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に対しては、地区を中心に本人と信頼関係を構築するアプローチを継続し、地区に潜在する困りごとや悩みを抱えた方の発見及び信頼関係の構築やつながりを形成する。

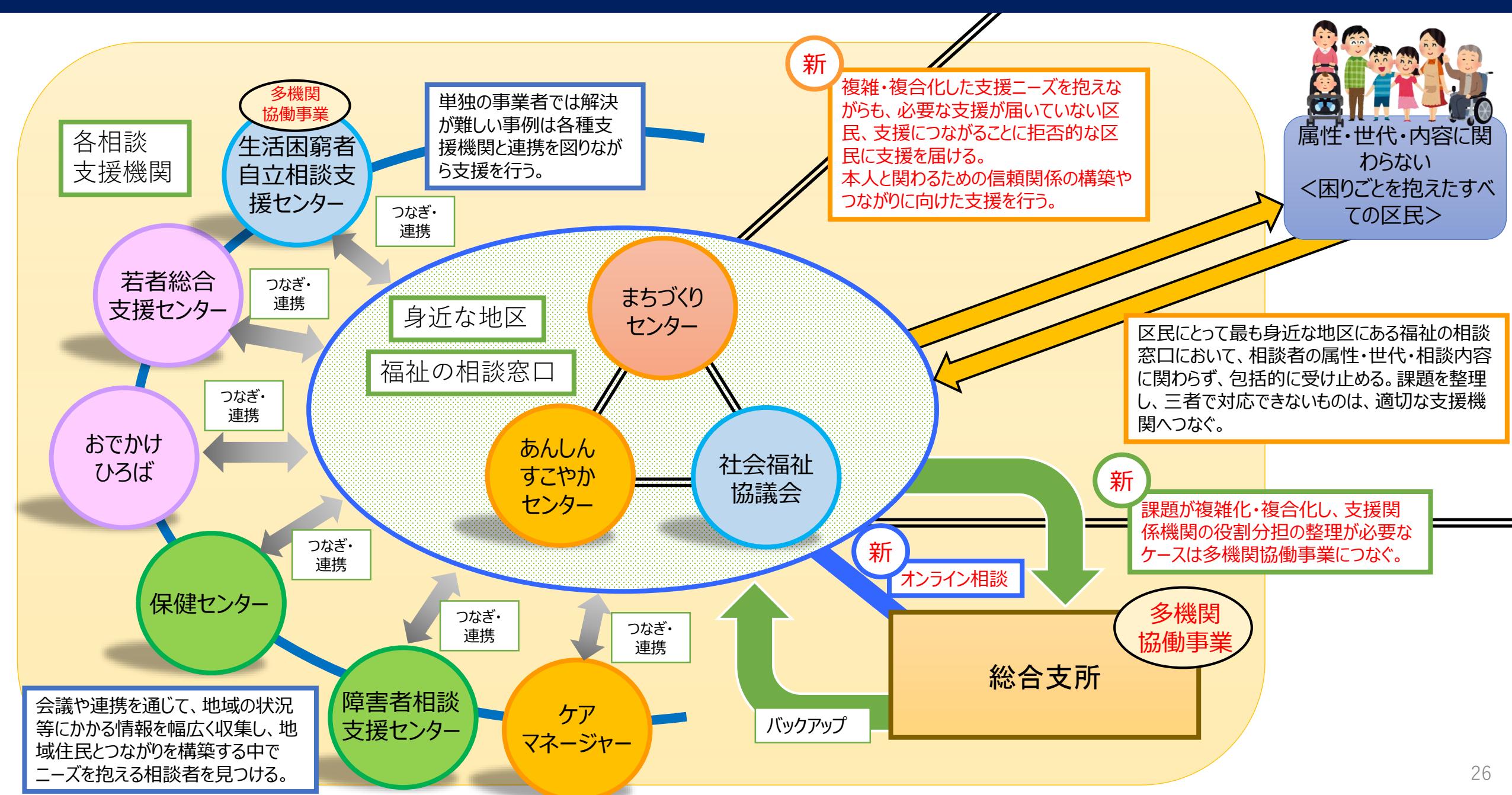
## 新 ICT技術を活用して福祉の相談窓口を強化する

まちづくりセンター（あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を含む。）と総合支所、支援機関などを映像システムでつなぐ仕組みを整備し、総合支所や本庁に行かなければできなかった相談や相談に伴う手続きの支援を区民に身近なまちづくりセンターにおいてオンラインを活用して実施し、利便性の向上を図る。

また、電子申請やまちづくりセンターにおけるオンライン相談や手続きをすることが困難な方へ職員等が出向き対応する行政サービスの在り方について具体的に検討を進める。

令和4年10月「地域行政推進計画」より抜粋、一部改編

# 地区における包括的な支援体制（相談支援）



# 社会福祉法で位置づけられている包括的相談支援事業者

| 分野  | 条文<br>(各法に掲げる事業)                        | 区該当事業実施機関<br>(補助充当機関)              | 取組み内容   |
|-----|---|------------------------------------|---|
| 高齢  | 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号                | あんしんすこやかセンター                       | ・介護予防ケアマネジメント、高齢者の総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの主要業務のほか、あんしん見守り事業や介護保険要介護認定申請等。   |
| 障害  | 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号 | 基幹相談支援センター                         | 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、人材育成の支援。   |
|     |   | 地域障害者相談支援センター（ぽーと）                 | 指定相談支援事業者への支援として同行訪問や合同カンファレンス等を実施し、有用な知識、情報を提供するなど連携して支援を行う  |
|     |   | 保健センター                             | 各種専門職による障害に関する相談や障害による日常生活での困り事に関する相談   |
| 子ども | 子ども・子育て支援法第59条第1号                       | 【基本型】<br>・ひろば型中間支援センター<br>・おでかけひろば | ・利用者のニーズ把握。当該ニーズに基づく情報の収集及び提供、相談その他の支援。<br>・教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行う関係機関との連絡、調整及び連携。<br>・教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行う関係機関との協働の体制づくり。<br>・地域の子育て資源（子育てに関するあらゆる取組み、サービス等をいう。）に対する支援、子育てに係る地域の課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等。        |
|     |   | 【特定型】<br>子ども家庭支援センター               | ・子ども及びその保護者等のニーズ把握。当該ニーズに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を通じた教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用案内。<br>・利用者支援事業を区民に広く周知するための積極的に広報・啓発活動。  |
|     |   | 【母子保健型】<br>各総合支所健康づくり課             | ・母子保健又は育児に関する相談対応。<br>・区内の全ての妊産婦等に対する、母子保健に係るサービスの情報提供。子育て支援関係機関と協働した当該妊産婦等に対する積極的に働きかけ。<br>・支援を要する妊産婦等に対する支援に係る計画を策定、及び包括的かつ継続的な支援。<br>・子育て支援関係機関から区内の妊産婦等の困りごと等についての積極的な情報収集。<br>・区及び子育て支援関係機関を連携するネットワークづくり及びその活用。 |
| 困窮  | 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号                      | 総合支所生活支援課<br>ぷらっとホーム世田谷            | 総合支所生活支援課の自立促進専門員と「ぷらっとホーム世田谷」が連携した、生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援の実施。地域における自立促進支援体制の構築。  |

## 福祉の相談窓口の取組み実績

区では、目指す地域包括ケアシステム実現のため区民にとって最も身近な圏域である地区に、あらゆる福祉に関する困りごとの相談を受ける窓口を設置し、あんしんすこやかセンターで相談を受ける対象を高齢者以外にも障害者や子育て世帯、生活困窮者と拡充し、日々の相談対応をおこなっている。

| 相談先                   | 平成28年度<br>(9ヶ月分) | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   |
|-----------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|
| まちづくりセンター 福祉の相談件数     | 2,152            | 2,619   | 1,856   | 1,634   | 23,564  |
| 地域包括支援センター 相談件数       | 111,313          | 165,728 | 180,605 | 193,643 | 222,549 |
| 内、相談拡充（障害者、子育て家庭等の相談） | 998              | 1,446   | 1,922   | 2,284   | 3,382   |
| 社会福祉協議会 相談件数          | 3,169            | 2,914   | 2,868   | 4,046   | 3,576   |

| 福祉の相談窓口の認知度 | 平成30年度調査 | 令和元年度調査 | 令和2年度調査 | 令和3年度調査 | 令和4年度調査 |
|-------------|----------|---------|---------|---------|---------|
|             | 30.2%    | 42.1%   | 46.0%   | 35.7%   | 43.3%   |

- 相談件数はどの機関も概ね増加傾向にあるが、特にあんしんすこやかセンターは大幅に増加しており、高齢者の相談もちろん、相談拡充分についても平成30年度の2.3倍もの相談を受けている。
- 一方で、福祉の相談窓口の認知度は4割前後で横ばいとなっている。

# 区の目指す参加支援

複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方が、地域や社会と関わり方を選択し自らの役割を見出すために多様な接点を確保する必要があります。

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援をおこないます。

新

## 区民一人ひとりが社会の中で輝ける、社会参加を促進する

区民一人ひとりが自分らしく生き生きと生活できるよう、地域社会とかかわり方を選択し、自らの役割を見出し、支援されるという立場ではなく、社会の一員であると実感できるような社会参加を支援していく。

そのため、地区における伴走した支援の中で、一人ひとりのニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのコーディネートをおこなう。

新

## 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

区民が社会参加につながったのちも、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップします。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートします。

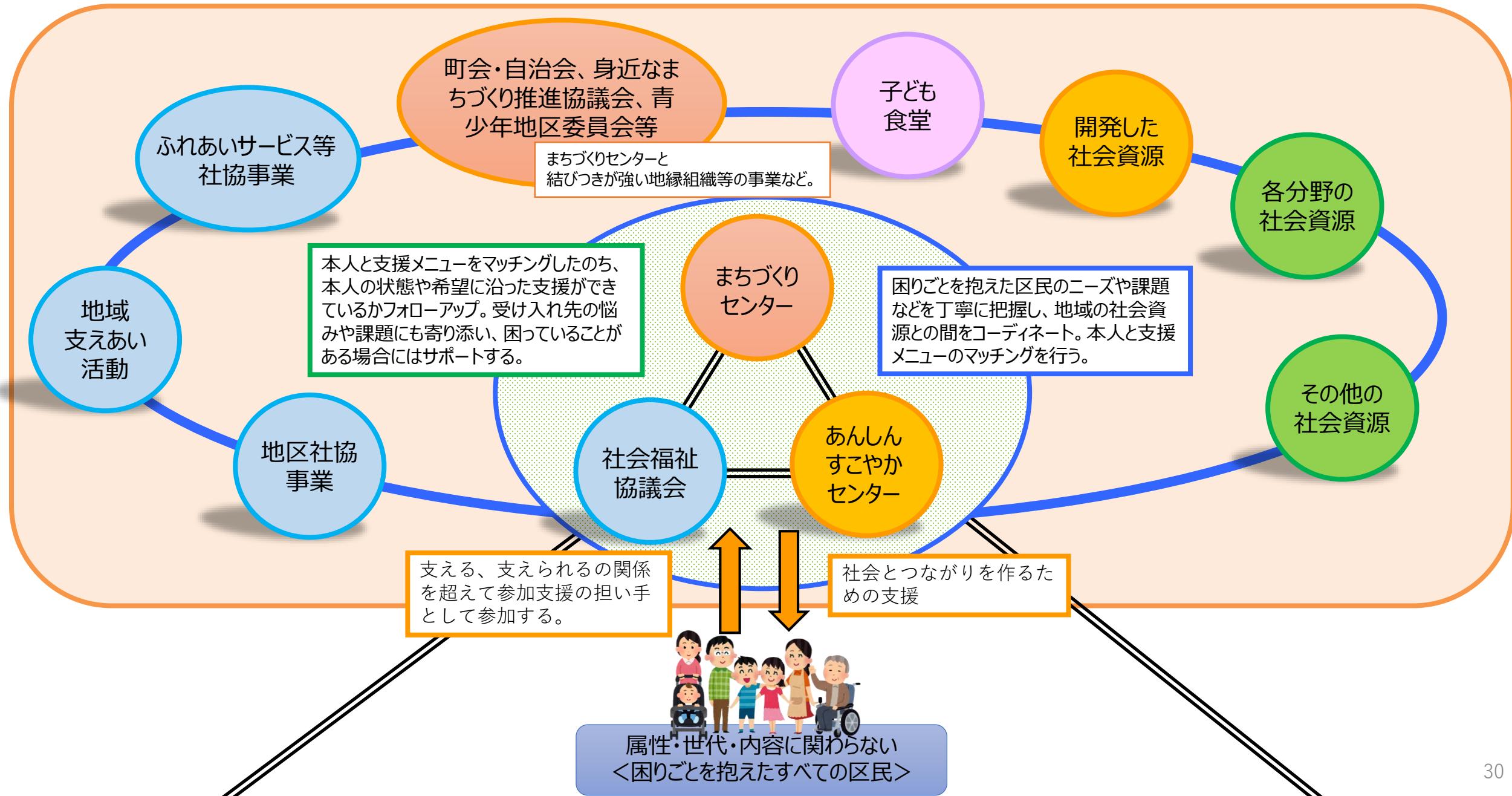
新

## 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。

社会参加を希望する区民のニーズや課題を丁寧に把握し、ニーズに応じた社会資源が不足する場合には、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図ることで、区民の社会参加につなげます。

不足する社会資源については、地区の課題として四者連携会議に提起し、地区での包括的な支援体制を強化していきます。

# 地区における包括的な支援体制（参加支援）



# 区の目指す地域づくり

区では、地区の課題は地区で解決することを目指し各地区において参加と協働の地域づくりを実践してきた。

一方で、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間のニーズを抱えた方を社会へつなぎ、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気に合う関係性を地域で生みだすことが重要である。また、福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組みにも着目し、環境整備をおこなうとともに、多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成することで、ワクワクする地域づくりをおこなっていく。

## まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が連携し、地区課題の解決を図る

受け付けた相談事例と対応した状況を取りまとめ、四者連携会議で共有する。まちづくりセンターが中心となり、四者連携会議で調整し、個々の事例などから地区課題の把握や解決に向けた方向性、手法などについて取りまとめ、解決に向けた取組みを進める。

令和4年10月「地域行政推進計画」より抜粋、一部改編

新

## 地域住民の「やりたい」という思いに寄り添い、地域で気にかけあう関係性を築いていきます。

地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるよう環境を整備します。また、地域課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動のみではなく、地域住民の「やりたい」という思いに寄り添い、実現できるよう幅広く支援を行います。

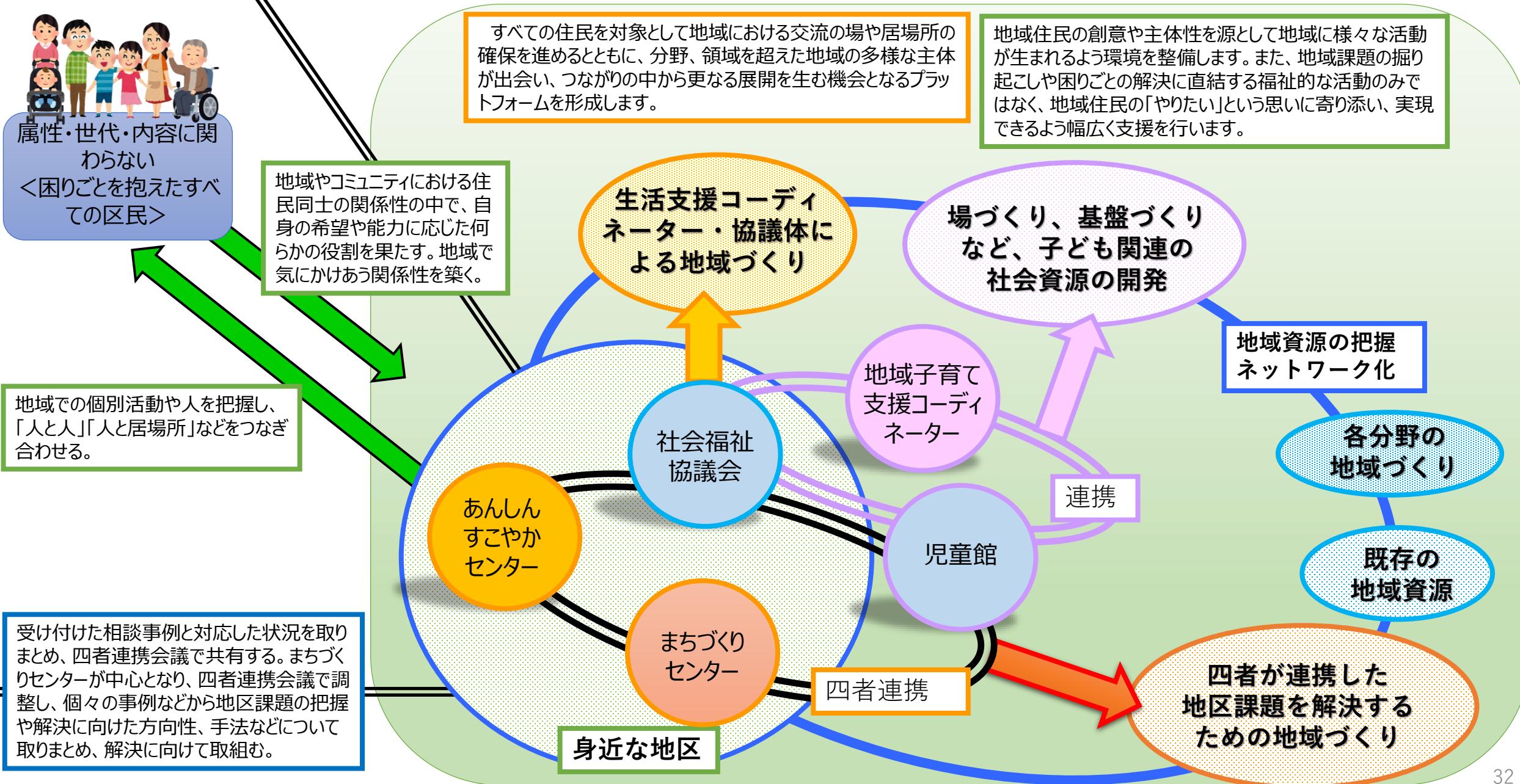
また、地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じた何らかの役割を果たすことを求め、地域で気にかけあう関係性を築くため、多様な経路でつながり、参加することのできる環境を整備します。

新

## 出会い・学びのプラットフォームを形成します。

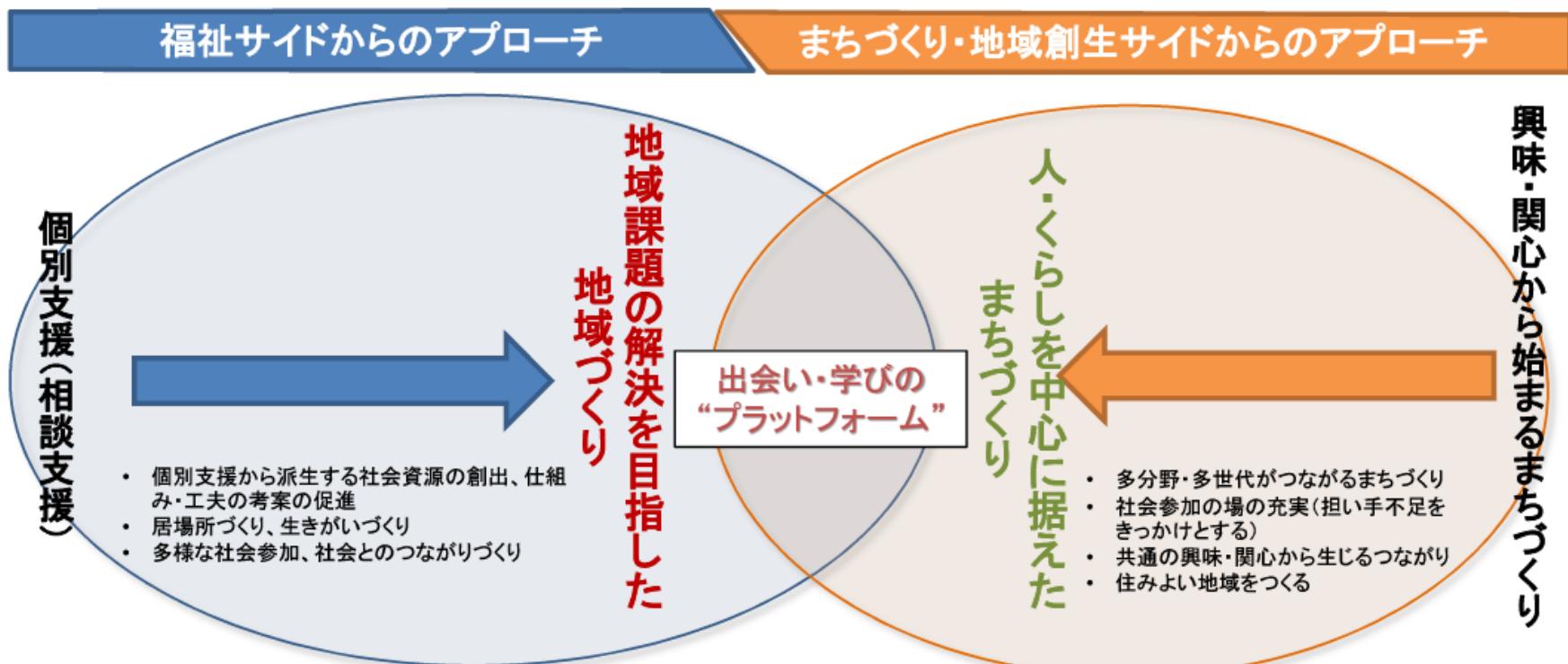
すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めるとともに、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームを形成します。

# 地区における包括的な支援体制（地域づくり）



# 地域づくりの意義（国資料）

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。



# 地域づくりの意義（国資料）

## 地域づくりの意義

### 【本人や世帯の暮らしを中心とした包括的支援】

本人や世帯の暮らしを中心とした包括的な支援を機能させるために、**地域において、多様な経路でつながり、参加することのできる環境を整備すること**

#### ＜気にかけあう関係性＞

- ・断らない相談支援と相まって、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐこと

#### ＜参加の場・機会＞

- ・地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすこと



### 【地域やコミュニティ機能の支援】

多様な参加の機会を生み出すことを通じて、地域やコミュニティそのものを支えることにもつながること

## 地域づくりの方向性

### 【地域住民の主体性】

行政が計画的に進められるものではなく、**地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるよう環境を整備していくこと**

### 【地域住民の創意にそった幅広な取組】

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、**その思いが実現できるように幅広く支援すること**

#### ＜幅広な支援の例＞

- ・既存事業を活用した直接的な支援
- ・関係する事業等の情報提供
- ・思いの実現を手助けできる人の紹介
- ・当事者同士が出会う場や支え合うグループ作り など

まずは

#### ■ 地域の既存の活動や助け合いを把握し、応援する

- ・地域における多様な参加の場や居場所
- ・地域住民同士による見守り活動

#### ■ 新たな活動を生み出すための地域づくりを応援するコーディネート

# 社会福祉法で位置づけられている地域づくり事業①

| 分野 | 条文<br>(各法に掲げる事業)   | 区該当事業実施機関<br>(補助充当機関)                             | 取組み内容   |
|----|--|---|---|
| 高齢 | 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの<br>【地域介護予防活動支援事業】         | あんしんすこやかセンター<br>区                                 | <p><b>「通いの場づくり」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とする区民や「通いの場」づくりの担い手となる区民を生活支援体制整備事業における第2層生活支援コーディネーターと連携して「通いの場」へつなげる。</li> <li>・介護予防普及啓発口座の修了者等、高齢者からの要請や地域の必要性に応じて、運動等による介護予防を目的とした自主活動団体への活動継続支援</li> <li>・高齢者主体の自主活動団体に対し、その活動に必要な経費の一部を助成。</li> </ul>  |
|    | 介護保険法第115条の45第2講第5号に掲げる事業<br>【生活支援体制整備事業】                          | 社会福祉協議会   | <p><b>せたがやシニアボランティア・ポイント事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が地域活動に参加するきっかけの一つとして、区のボランティア研修を受講し、介護施設等のシニアボランティア登録施設等でボランティア活動をした際に、ボランティアポイントを交付。ポイント数に応じて、介護保険料負担軽減資金を1人あたり年間最大で6,000円まで支給する。</li> </ul>   |
| 障害 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業<br>【地域活動支援センター機能強化事業】 | サポートセンターきぬた<br>地域生活支援センターMOTA<br>地域活動支援センター陽だまりの庭 | <p><b>生活支援コーディネーター</b></p> <p>高齢者の地域における自立した日常生活の支援等の体制の整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援等のサービスの資源開発、サービス提供主体間のネットワーク構築、ニーズに応じた資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを、地域資源開発事業として、第1層に1名、第2層に28名配置している。</p> <p>専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用登録者と地域住民や他機関とのプログラムの実施、商店街組合活動への参加</li> <li>・勉強会・美術展・交流会・防災活動への参加、他機関をとおし障害に対する意見集約</li> <li>・ボランティアビューロー等と連携、利用者に対してボランティア活動紹介</li> </ul> <p>・沖縄ショップ活動、商店街イベント参加、地域中学生職場体験受け入れなど</p> <p>・区と商店街で共同企画講演会実施、利用者による出張販売・体験発表・講演会、広報の発送等</p> <p>・地域ボランティア受入れ</p> <p>専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園清掃、講座開催、調理実習、体力づくり等の実施を通して日常生活に即した援助。</li> </ul> |

# 社会福祉法で位置づけられている地域づくり事業②

| 分野  | 条文<br>(各法に掲げる事業)                         | 区該当事業実施機関<br>(補助充当機関) | 取組み内容   |
|-----|--|-----------------------|---|
| 子ども | 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業<br>【地域子育て支援拠点事業】 | 【一般型】<br>おでかけひろば      | <p><b>子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進事業</b><br/>おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者が気軽にかつ自由に利用することができる交流の場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施する。</p> <p><b>子育て等に関する相談及び援助事業</b><br/>子育てに不安、悩み等を持っている保護者に対する相談及び援助を実施するものとし、実施に当たっては次の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の実施時間内にいつでも相談に応じられるようにすること。</li> <li>イ 保護者からの相談に積極的に応じること。</li> <li>ウ 子育てに関する情報を収集し、必要に応じて相談者に提供すること。</li> </ul> <p><b>地域の子育て関連情報の提供</b><br/>保護者が必要とする身近な地域の様々な子育てに関する情報を提供する。</p> <p><b>子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</b><br/>子育て親子及び子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。</p> |
|     |  | 【連携型】<br>児童館          | 子育て支援館と位置付けられている児童館において、担当職員による子育て相談の場を設けるとともに、地域で活動する方々と連携し、子育て応援ネットワークづくりを進め、地域情報の発信に取り組んでいる。   |
| 困窮  | 【生活困窮者支援等のための地域づくり事業】                    | 社会福祉協議会               | <p><b>フードパントリー事業</b><br/>「ぷらっとホーム世田谷」でフードパントリーを月2回実施するとともに、地域でフードパントリーを検討している法人や個人等を支援し、新たなフードパントリー拠点の開設を支援。<br/>フードパントリーで配布する食料については、区のフードドライブ事業や既存のフードバンクを活用するとともに、新たなフードバンクの開設を検討している法人や個人等を支援し、新たな収集個所を増やすとともに、新たな収集個所については連携している子ども食堂等へもつなげる。</p> <p><b>ひきこもりの状況に関する理解促進を目的としたセミナーの開催</b><br/>ひきこもりに関する理解促進を目的としたセミナーやシンポジウム等を開催する。開催にあたっては、ひきこもり経験者、当事者、家族、支援者等の参加を原則とする。</p>   |

# 地域資源開発事業（社会福祉協議会）実績（令和3年度）

## 地区内地域資源への訪問調査と把握件数

地域の活動団体が抱える活動人材の不足等といった課題の把握に努めるとともに、地域活動の拡充に向けて、機関や団体等とのネットワークづくりに取り組んでいる。また、法人や団体等が保有する建物等の資源を地域福祉活動の新たな「場」として活用すべく協力要請を行っている。

( ) 内は令和2年度実績

| 訪問調査件数        |             |             |               | 資源把握件数        | 活用できる場の件数 | 場の活用実績件数  |
|---------------|-------------|-------------|---------------|---------------|-----------|-----------|
| サロン、ミニディ等     | 学校・施設、保育園等  | 事業者、NPO等    | 調査総数          |               |           |           |
| 2,409 (2,482) | 1,283 (992) | 1,172 (909) | 4,864 (4,383) | 4,006 (3,780) | 412 (378) | 252 (230) |

## 広報・啓発の取組み

地域の活動団体の紹介や行事・イベント等について、メールでの配信やHPの記載をとおして情報提供を行っている。あわせて団体からの募集の情報を探載し、地域活動への参加を促進している。また、地区の福祉活動やイベント、社協の取組み等を盛り込んだ地区事務局ニュース等を作成・配布し、情報の提供とともに、取組みの「見える化」を進めている。

| 地区メールマガジン |        | 地区ホームページ |
|-----------|--------|----------|
| 配信件数      | 登録者数   | 団体紹介     |
| 1,623件    | 5,762人 | 1,114団体  |

## 地域福祉コーディネート推進事業のスキルアップ

コミュニティソーシャルワークの専門性を高めるための専門研修を実施するとともに、都・区等が開講する研修に積極的に参加している。また、本部職員が地域事務所を訪問し、個別支援や地域づくりの取組み、協議体の運営に関する進捗確認や助言指導等を適宜実施している。

# 地域資源開発事業（社会福祉協議会）実績（令和3年度）

## 地区の課題解決に向けたネットワークの取組み（第2層協議体）

住民や地域の活動団体等の参画を得て、地区アセスメントやアウトリーチにより把握した地区の課題を中心にテーマを設定し、その解決に向けた検討を行うとともに、必要とされる生活支援サービス等の創出に取り組んでいる。

### 取組み事例（抜粋）

①地区社協事業である音楽交流会のお手伝いメンバーを中心に過去の参加者向けにお便りを発行。見守りを兼ね、今後このメンバーとともに、対面で会えない方や気になる方のアウトリーチをどのようにしていくか協議していく。（池尻地区）

②「ICTの活用を通じた孤立のない地域づくり」を目指して、スマホやオンラインの活用に関する困りごと・知りたいこと・高齢者を取り巻く課題について、地域住民と意見交換やニーズ把握を行い、連続講座の開催につなげた。また、デジタル端末の活用をサポートできる地域人材（デジタルボランティア）の発掘と育成を行い、ICTを通じたつながりづくり・居場所づくりに向けて話し合いを重ねた。（太子堂地区）

③地域課題の把握から男性高齢者の家事デビューを応援する「男の家事入門講座」に取り組んだ。活動に取り組むなかで、福祉人材の育成として地区サポーターを中心とした「なんじやもんじゅの会」の組織化を支援した。（上馬地区）

④年齢・性別・障害を問わず、誰もが気軽に立ち寄れる居場所である「茶話やか松原」は、感染拡大防止のため実施できなかったが、コロナ終息後の事業展開の準備期間として捉え、積極的に地域のNPO団体等へ働きかけ、連携強化を図った。（松原地区）

⑤東玉川町会会館で開催している認知症カフェ（ひがたまカフェ）において、出張販売による買物支援「ひがたまカフェDEお買い物」を実施した。また、本事業を契機に地区内で展開開始された他の移動販売情報をマップとして配布する準備に入っている。（奥沢地区）

⑥子どもが安心して過ごせる場所が少ないという地区課題の解決に向けて、子育て関係団体ネットワークの立ち上げに取り組んだ。ネットワーク会議により、等々力児童館と連携して、子どもの居場所提供の取組みを開始するに至った。（九品仏地区）

⑦生きづらさを抱えた方への居場所支援として、地区内の農園を活用した「さわやか農園」プロジェクトを開始している。地域住民と協働で季節の農作物の栽培や収穫をとおして土に触れることにより継続的な参加者もいる等居場所としての機能を果たしている。（上野毛地区）

⑧成城北部の高齢者・障害者・子育て世代への生活支援として近隣施設とともに出張型の福祉の相談窓口「お気軽に相談会」を実施し、松沢病院とオンラインでの相談会に取り組んだ。孤立しがちな退職後男性のひきこもり防止に向け、部会活動を行う「成城男ディ俱楽部」と地区課題の検討を行う「成城セカンドコミュニティ会議を実施した。（成城地区）

⑨買物困難者に対し、宅配店舗や公衆電話の位置等を紹介した「買物支援マップ」の活用や地区内の移動販売、買物代行サービス等ニーズに合わせた支援ができるよう連携を強化した。（烏山地区）

# 参加と協働による地域づくり

## 地域の活動を紹介します

### ～参加と協働による地域づくり

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざして、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会地区事務局が、地域の皆さんとともに地域づくりに取り組んでいます。その取組みの一部で、11月4日に行われた「地域包括ケアの地区展開報告会」で発表した4地区の活動を紹介します。



#### 上馬まちなかクリーン作戦

「高齢になって家の前の落ち葉が掃けない」との声をきっかけに、地域住民の困りごと解決のために、地区の様々な団体が参加して各町会エリアを順番に巡りながら助け合いの輪を広げています。



祖師谷地区

#### リモート体操

大規模団地の高齢者の居場所づくりとして始めた運動サロン。コロナ禍でも近隣病院の協力を得て、リモートによる指導等も取り入れながら元気に活動中です。



代沢地区

#### 地域力カフェ

「高齢者や障害者も行きやすい身近なところに、誰でも気軽にお茶を飲んだりおしゃべりができる、相談もしやすい場所を作りたい」という地域の皆さんの熱意により、地区内の4か所で運営されています（現在はお休みしています）。



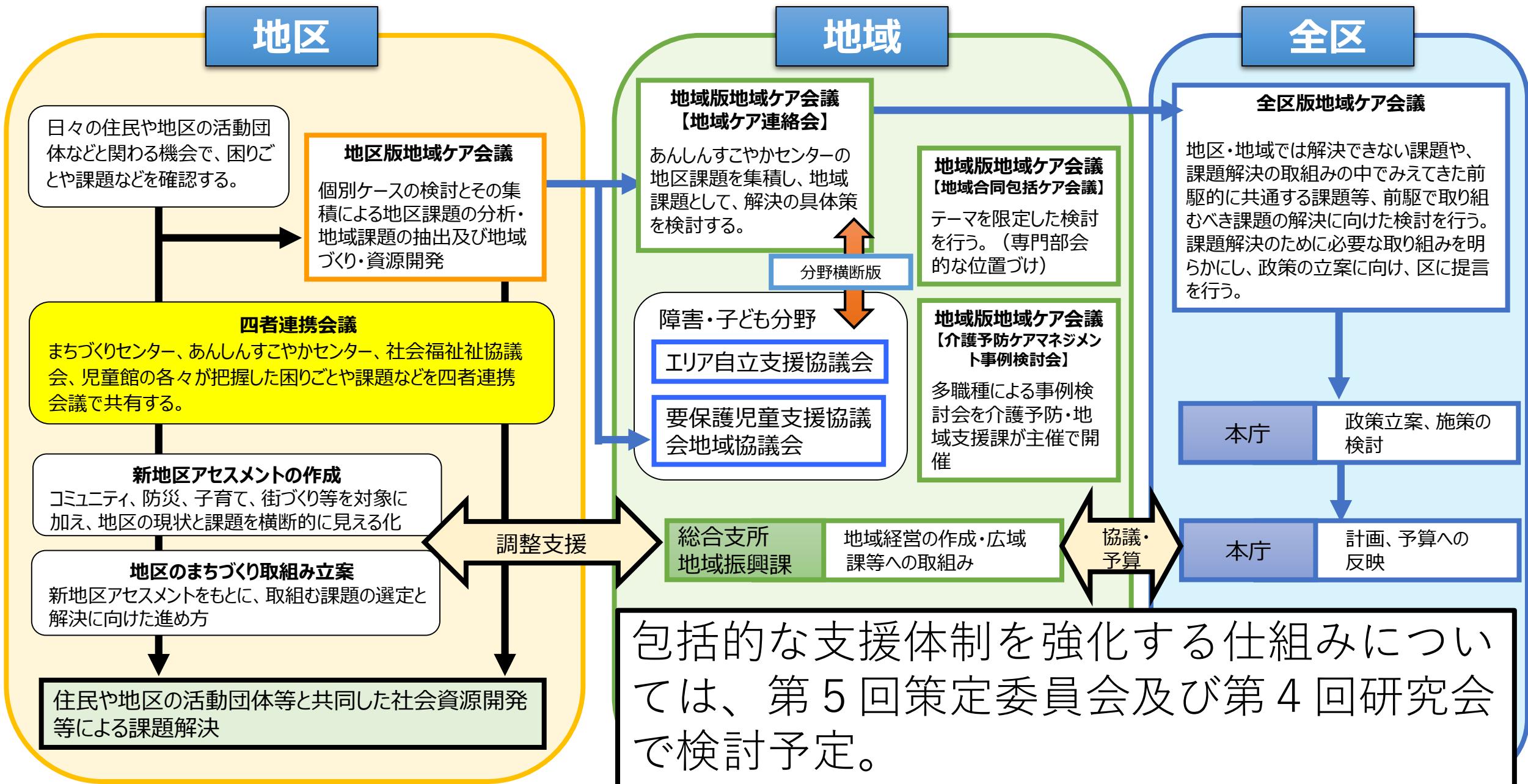
#### ボッチャ交流会

障害に対する理解を広く深めるため、小・中学生や障害のある方が参加するボッチャ交流会を開催する等、誰もが住みやすいまちづくりに取り組んでいます。

お住まいの地区的まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会地区事務局の連絡先は<sup>②</sup>せたがやコール（☎5432-3333 FAX5432-3100）でご案内します。

問事業について=  
世田谷総合支所地域調整課  
☎6413-0598 FAX6413-9769

# 包括的な支援体制を強化する仕組み



### ご意見

- 最終的には整理されると思うが、「包括的支援体制」と従来の世田谷版の地域包括ケア（≒包括的支援体制）との関係の説明、用語の整理、アウトラインの構成の整理が必要と考える。
- 区の皆さんが言おうとしている包括的な支援体制とは何なのかが見えにくい。地域包括ケアシステムに柱を増やすということが、包括的な支援体制と言えるのだろうか。
- スライド23のポンチ絵では、全てが周りを取り囲むように書かれており、具体的に何をするのかが見えにくい。新しい機能や人的資源を付加するのか、既存のものを繋ぐようなシステムを構築するのか、その両者なのか、あるいはその両者ともない中でやるのか。そのあたりが漠然としているように感じる。
- そもそも地域包括ケアシステムというのは、高齢者を対象に、どのような状態にあっても、切れ目なく支援が提供できるというアイデアである。それを障害者や児童等、全ての領域に広げ、切れ目のない支援を提供することを考えるときには、年齢等でブツブツと切れてしまう縦割り行政をどのように廃止していくかというのがそもそもの要点かと思う。

### ご意見

- 支え合いのコミュニティづくりやまちづくりの再生といった部分も包括的支援体制を作り上げていくときには基盤として求められてくると思うので、そういったことをもう少し明確に示していく必要があるのではないか。
- 権利擁護がスライド23の図では欠けているか。権利救済機関のようなところも、地域包括ケアの一つの重要なものとして含めていく必要があるかと思う。
- 住民の繋がりを復活させ、お互いに我が事と感じてもらうようなコミュニティづくりを手伝うのが地域づくりなのだと思うが、スライド23の図では地域づくりの右側に地域資源の開発と出ており、コミュニティの再構築支援をしようとしているのか、区民に何か新しい活動をさせようとしているのか分からぬ。
- 社会的に孤立している人や支援に繋がってこない人に対し、どのように向き合うかというところは、この世田谷の包括的な支援体制がどのような理念・目的を掲げていくのかによると思う。例えば、孤立している人に対し、「あなたも取り残さず重層的に支援します」と言っても、重層的に支援されてそれだけで幸せだと言う人はいないと思う。支援されるだけの存在になるというのはとてもつらいことだと思うので、そういう意味では、「自分も社会の一員だ」、「人に喜ばれる存在だ」、「人の役に立っている」ということを実感できるような体制を目指すべきである。つまり、区民1人1人が繋がりの中で輝く存在になれるようなまちづくりを目指すことが大事になると思う。

### ご意見

- 国の事業で参加支援や地域づくりと言われているからやるのでなく、「区では〇〇が必要とされているからそれをみんなで作っていく」といった方向性を出さないと、先進的な世田谷区の保健医療福祉は作れないんじゃないかと思う。
- 支援されている者も支援する側になり、支援されながらも支援していく、専門職に加えて住民も支援者である、といった仕組みをどのように作っていくかを書き込んでいただくといいと思う。
- ひきこもりに関してなど、当事者団体の方々がいろいろな声を上げ、実際に支援の糸口になっていたりもする。そういった当事者の方々についても明記し、支援の輪の中に入っていただき、支え合っていくというところをもう少し強調してもよいと思う。
- 相談支援、参加支援、地域づくりがスライド23の図のように単純に平面的に並べられていて大丈夫なのか。そもそもプロセスが示されていないのではないか。まず相談支援があり、参加支援や地域づくりとは条件整備みたいな話でもあるのではと考えると、包括的な支援体制というものが何なのかをもう少し整理していただきたい。

### ご意見

- 相談支援、参加支援、地域づくりの支援など、包括的な支援体制づくりなので「支援」という言葉がたくさん出てくるのは仕方がないのかもしれないが、困ってる人に対して「支援してあげる」といっているように感じられ、違和感があり、果たしてそれでいいのかと思う。
- スライド26の世田谷方式における包括的な支援体制に関する相談支援のあり方について、福祉の相談窓口は相談内容によってはそこで収まらないので、他の相談機関や専門機関があるのだと思うが、それが地区なのか地域なのか全区なのか。ケアマネや障害者相談支援センターはどうなのか、保健所や児童相談所は1つしかないため総合支所とは並ばないのではないか、生活困窮者自立相談支援センターを総合支所と同様にバックアップ機関に位置付けているのはどういう意味があるのか。そういうところをかき分け、分かるようにしなければ、包括的な支援体制の世田谷方式への落とし込みというのはうまくいかないのではないか。
- スライド26の総合支所の多機関協働事業者として果たす役割が今ひとつよくわからない。また、総合支所と生活困窮者自立相談支援センターを多機関協働事業者に位置づけている中身がよくわからない。

### ご意見

- ひきこもり以外の複合的な問題を抱える世帯に対する多機関協働事業は、どこが中心で行うのか。本当に複合的な問題を抱える世帯は、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援、児童相談所、子ども家庭支援センター、就労支援、基幹型相談支援センター（障害）などとの連携が必要となるため、圏域的にも、庁内調整の必要性からも、支所レベルで対応したほうがよいと考える。
- 障害分野の相談機関との連携は、さほど複雑ではないケースでの連携は28地区レベルでも必要だと思うし、資源開発や政策化の点では支所（地域）レベルでの連携も重要だと思う。
- 教育委員会や学校との連携は非常に難しく壁があるが、もう少し踏み込んで書いていただきたい。
- 教育委員会レベルで把握している不登校のお子さんが、義務教育を終えるとなかなかフォローされず、段々分からなくなってしまうという話があるが、区としてはどのように取り組むつもりか。
- 今回の計画の中には人材に関することがあまり書かれていないように感じる。

## 現行計画と次期計画（案）の対照表

|          |              | 現行計画（現体制）   | 次期総合計画（案）   |
|----------|--------------|---|---|
| 包括的な支援体制 | 地域包括ケアシステム   | 対象<br>支援を必要とするあらゆる区民<br>(複雑化・複合化した課題等への対応は8050（ひきこもり）を中心) | 支援を必要とするあらゆる区民<br><b>(8050、いわゆる「ごみ屋敷」、多頭飼育崩壊、避難行動要支援者、生活困窮など複雑化・複合化した課題等に対応)</b>  |
|          |              | 地域包括ケアシステムの柱<br>「医療」「介護」「住まい」「予防」「生活支援」が一体的に提供される。        | 左記の5つに下記を新たな柱に加え、支援が一体的に提供される。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>区民のライフステージに大きく関わる<b>「就労」、「教育」</b></li> <li>安心して住み続けていくために必要不可欠である<b>「防犯・防災」</b></li> <li>区民一人ひとりが自身のライフステージやライフスタイル、地域や福祉の関心に応じて具体的な活動に参加・参画する<b>「社会参加」</b></li> </ul> |
|          | 重層的な支援体制整備事業 | 相談支援<br>福祉の相談窓口（地域包括ケアの地区展開）                              | 同左  |
|          |              | 多機関協働事業<br>ぷらっとホーム世田谷<br>(8050、ひきこもり)                     | ぷらっとホーム世田谷（8050、ひきこもり、 <b>生活困窮</b> ）<br>保健福祉センター（上記以外のあらゆる複雑化・複合化した課題等に対応）  |
|          |              | アウトリーチ<br>既存制度による支援者のアウトリーチ                               | 既存制度による支援者のアウトリーチ<br><b>支援を必要とするあらゆる区民を対象に地区等で実施</b><br>(潜在している支援を必要とする区民の発見、支援拒否者に対する関係構築)   |
|          | 参加支援         | 地区の社会福祉協議会にて一部実施  | <b>支援を必要とするあらゆる区民を対象に地区等で実施</b>   |
|          | 地域づくり        | 参加と協働による地域づくり（地域包括ケアの地区展開）                                | 同左  |

## 今後の施策の方向性

### 2 既存の地域包括ケアシステムを強化する

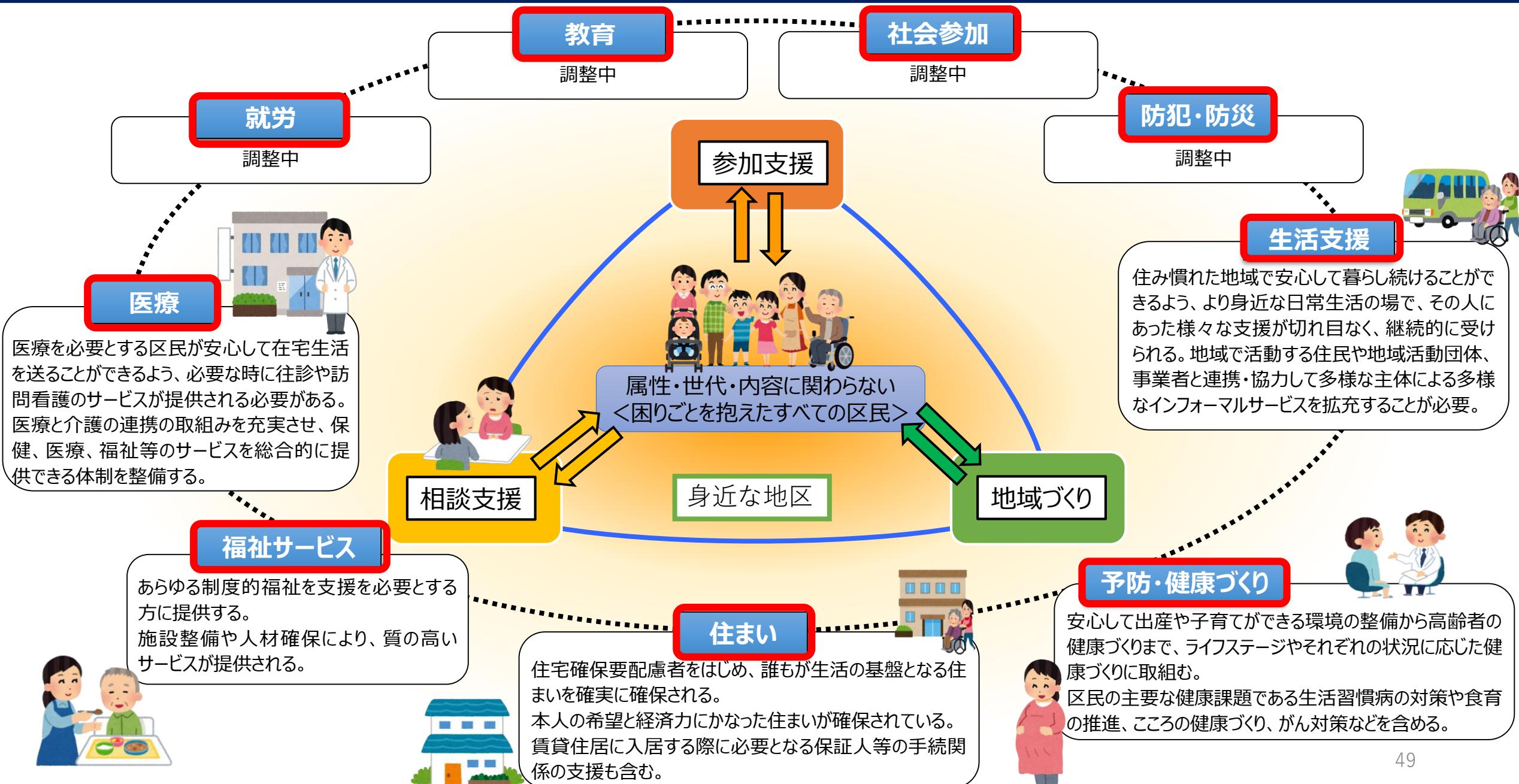
## 【既存の地域包括ケアシステムを強化する（案）】

### 既存の地域包括ケアシステムを強化する



昨今の多様なニーズに対応するため、新たに4つの要素を追加した

# 区の目指す包括的な支援体制



## ①医療

### 地域包括ケアシステムにおける「医療」

- 医療を必要とする区民が、いわゆる退院難民とならずに安心して在宅生活を送るには、夜間を含め、必要な時に往診や訪問看護等のサービスが提供される必要がある。高齢者等の在宅療養のための医療連携の取組みを充実するとともに、医療的ケアを含む保健、医療、福祉等のサービスを総合的に提供できるように体制を整備する必要がある。

## ①医療

### 医療に関する課題

- 在宅医療と往診との違いや、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）についての区民の認知度が低いため高めていく必要がある。
- ケアマネジャーによっては、医療との連携に関する知識が不足していることがある。ケアマネジャーの医療的対応力の向上を行う必要がある。
- 在宅医療・介護連携推進事業について、地域の実情に応じて現状分析や課題の把握・分析、課題解決に向けた計画立案等を行い、PDCAサイクルに沿った取組みを継続的に行う必要がある。

## ①医療

### めざす姿

- 住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制をつくる。
- 在宅患者増加（2045年に現状の1.8倍）に対応できる在宅医療体制をつくる。
- 死亡者数増加（2045年に現状の1.6倍）に対応できる在宅看取り体制をつくる。

| 番号 | 基準            | 目標             | 出典 |
|----|---------------|----------------|----|
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |

## ②福祉サービス

### 地域包括ケアシステムにおける「福祉サービス」

- 国における地域包括ケアシステムでは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることとなっている。世田谷区の地域包括ケアシステムでは、高齢者だけではなく、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現する」こととしており、「介護」を含めた「福祉サービス」としてとらえている。
- 介護保険サービス、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、子ども・子育て家庭への支援、生活困窮者支援等あらゆる福祉サービスを含む。

## ②福祉サービス

### 福祉サービスに関する課題

- ・人材の確保は現在でも非常に苦労している。高齢者人口の増加、就労人口の減少により、今後、更に人材の確保が難しくなる。
- ・人材の確保と同時に、人材の育成を行い、福祉サービスの質を確保する必要がある。
- ・少子化に伴う施設の利用人数の変化、高齢者人口の増加など、施設整備については、地方都市の状況も参考とする必要がある。

## ②福祉サービス

### めざす姿

- 支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いている。
- 福祉サービスを提供するための施設が整備されている。
- 福祉サービスに携わる人材が確保され、質の高いサービスが提供されている。

| 番号 | 基準            | 目標             | 出典 |
|----|---------------|----------------|----|
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |

### ③予防・健康づくり

#### 地域包括ケアシステムにおける「予防・健康づくり」

- 区民の主要な健康課題である生活習慣病の対策や食育の推進、こころの健康づくり、がん対策などを含める。
- 安心して出産や子育てができる環境の整備から高齢者の健康づくりまで、ライフステージやそれぞれの状況に応じた健康づくりに取り組む。
- 予防を広くとらえ、介護予防や障害の重度化防止等の予防事業などのほか、生涯を通じた健康づくりやまちづくりを含める。
- 障害者の高齢化やニーズの多様化、難病等の制度の対象拡大等を踏まえ、障害者のライフサイクルを通して、医療的ケアを含めた保健、医療、福祉サービスを包括的に提供できる体制づくりを行う。

### ③予防・健康づくり

#### 予防・健康づくりに関する課題

- 「健康せたがやプラス1」の認知度を更に高めていく必要がある。
- 今後も介護予防手帳の配布を通じた高齢者のセルフマネジメントの促進を図るとともに、世田谷いきいき体操の普及啓発を通じ、介護予防に繋がる通いの場づくりを進めていく必要がある。
- 産科医療機関と妊婦健診委託医療機関の世田谷版ネウボラの周知が進んだ。産科医療機関との個別ケースも含めた連携が強化された。産科医療機関以外の妊婦健診委託医療機関との連携強化が必要。

### ③予防・健康づくり

#### めざす姿

- 生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでも元気で生活できる。（総合計画）
- 加齢による心身機能の低下や障害があっても、心から健康だと感じ、いきいきと生活する。（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
- 身近な場所でスポーツができる。（同上）
- 障害のある人もない人も、また子どもから大人まで幅広い世代でスポーツによる交流が行われる。（ノーマライゼーションプラン）

| 番号 | 基準            | 目標             | 出典 |
|----|---------------|----------------|----|
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |

## ④住まい

### 地域包括ケアシステムにおける「住まい」

- 住まいは地域包括ケアシステムの土台的な要素である。住宅確保要配慮者（※）である高齢者、障害者、子育て世帯をはじめ誰もが、生活の基盤となる住まいを確実に確保できなければならない。
- 地域包括ケアシステムにおける住まいとは、自宅や施設的な住まいを指し、本人の希望と経済力にかなった住まいが確保されている必要がある。
- また、単に住宅を提供するというだけではなく、賃貸住宅に入居する際に必要となる保証人を確保するといった手続き関係の支援も含む。

※住宅確保要配慮者\*：各法令等により、下表の者が住宅確保要配慮者\*と定められています。

| 住宅セーフティネット法           | 東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画* |
|-----------------------|------------------------|
| ・低額所得者                | ・海外からの引揚者              |
| ・被災者（発災後3年以内）         | ・新婚世帯                  |
| ・高齢者                  | ・原子爆弾被爆者               |
| ・身体障害者、知的障害者、その他の障害者  | ・戦傷病者                  |
| ・子ども（高校生相当以下）を養育している者 | ・児童養護施設退所者             |
| 国土交通省令                |                        |
| ・外国人                  | ・LGBT                  |
| ・中国残留邦人               | ・UIJターンによる転入者          |
| ・児童虐待を受けた者            | ・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者 |
| ・ハンセン病療養所入所者          |                        |
| ・DV被害者                |                        |
| ・北朝鮮拉致被害者             |                        |
| ・犯罪被害者                |                        |
| ・生活困窮者                |                        |
| ・更生保護対象者              |                        |
| ・東日本大震災による被災者         |                        |
| ・供給促進計画で定める者          |                        |

※世田谷区第四次住宅整備方針より抜粋

## ④住まい

### 住まいに関する課題

#### ➤ 多様な住まいの確保が必要

高齢化の進展に伴う独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加や、要介護認定者や認知症高齢者の増加、また、地域での自立した生活を望まれる障害のある方の増加などにより、多様なニーズに応えられる多様な住まいを確保する必要がある。

#### ➤ 住宅確保要配慮者への支援

- ・ 高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにする必要がある。特に、精神障害の方の支援は課題である。
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給をさらに促進していく必要がある。
- ・ 見えないホームレス（定まった住居を持たず支援が届きにくい方々）も含めた住宅困窮者への支援が必要である。

## ④住まい

### めざす姿

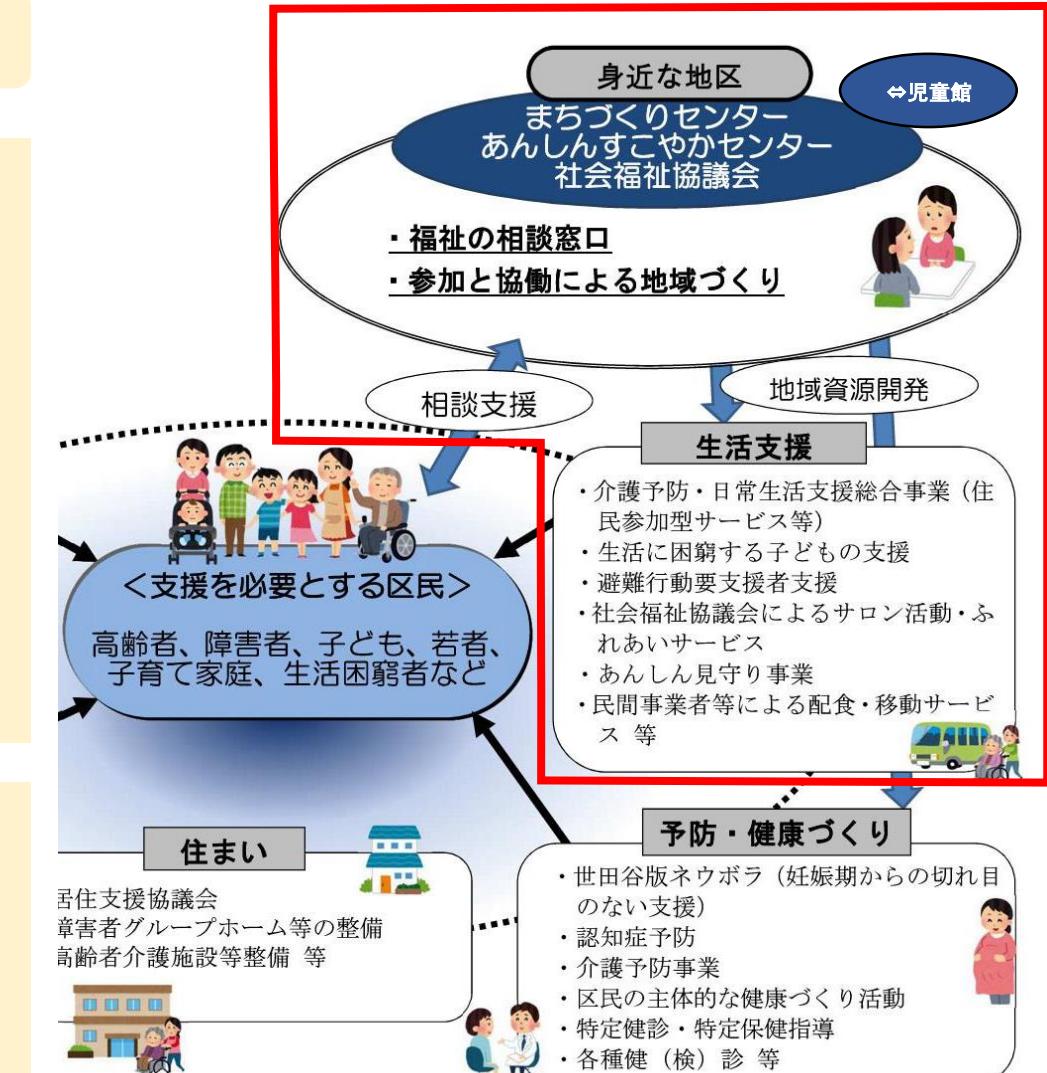
- 多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されている
- 住宅確保要配慮者が住まいを確保でき、安心して住み続けられる仕組みが出来ている

| 番号 | 基準            | 目標             | 出典 |
|----|---------------|----------------|----|
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |
|    | (令和*年度) * * * | (令和13年度) * * * |    |

## ⑤生活支援

### 地域包括ケアシステムにおける「生活支援」

- 支援を必要とするすべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、より身近な日常生活の場で、その人にあった様々な支援が切れ目なく、包括的、継続的に受けられることが必要です。
- 日常生活を構築する生活支援サービスに、きめ細かく対応するためには、地域で活動している住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力して多様な主体による多様なサービスを拡充するとともに、住民相互の日頃からのつながりが重要です。
- 区は、地域包括ケアシステムの対象をすべての区民に拡大しており、働きたいのに働けない、日常の生活に困っているなど、生活上の様々な困難に直面している方に対して、生活保護より早い段階での就労支援、生活困窮者の自立支援機能の強化を図っています。



## ⑤生活支援

### 生活支援に関する課題

#### 地域資源開発

- 各支援機関同士のネットワークを強化し、社協を含む各分野が開発した地域資源を適切にマッチングし、サービス（支援）を必要とする方々を繋げていくことが重要です。
- 高齢、障害、子どもなど対象者の属性を問わず身近な地域において、多世代・多様性を加味した居場所づくりなどさらなる資源開発が必要です。
- また、今後ますます増加が予想される外国人について、文化や言語に対する理解を深めると共に、ICTを活用するなど良好なコミュニケーションの確保に取り組む必要があります。
- 今後、保育園をどのように活用していくか、再整備後の空き状況やおでかけ広場との連携を検討する必要があります。

#### コロナ禍の影響

- 都市部ならではの課題として、活動場所の不足が挙げられます。活動場所として、従来使用していた福祉施設が使用できなくなるといったことも発生しました。今後はアフターコロナを見据え、またICTを活用した居場所のマッチングを展開するなど、今までに無い取組みも必要となります。

#### 評価について

- 地域のニーズがあつてはじめて資源開発を行うため、開発した資源数などの目標設定は難しいと考えます。

## ⑤生活支援

### めざす姿

#### すべての人が自分らしく生きることができる

すべての区民が多様性を尊重し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることができる地域をつくる。

#### 予防的福祉を推進する

地域住民、地域住民活動団体やボランティア等から積極的に情報を収集し、地域に潜在している支援を必要とする方を早期発見し、地域の社会資源につなげ、地域住民がつながり、支え合い、気にかけ合う関係性を構築する。

#### 参加と協働により地域福祉を推進する

元気な高齢者や子育て世代などあらゆる世代に参加を促すことに加え、当事者も支え手として参加することで、支え手、受け手の関係を超えた生活支援体制を構築する。

#### 先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

住民のニーズや地区センターの活動予定等をICTを活用することにより速やかにマッチングすることで、必要な時に利用できる環境を整える。

## ⑥就労

地域包括ケアシステムにおける「就労」

就労に関する課題

調整中

めざす姿

## ⑦教育

### 地域包括ケアシステムにおける「教育」

教育に関する課題

調整中

めざす姿

## ⑧社会参加

地域包括ケアシステムにおける「社会参加」

社会参加に関する課題

調整中

めざす姿

## ⑨防犯・防災

地域包括ケアシステムにおける「防犯・防災」

防犯・防災に関する課題

調整中

めざす姿

## 研究会でのご意見 ①医療について

### ご意見

- 地域包括ケアシステムにおける医療の表現について、地域包括ケアシステムの原点に立ち返った形で考えた方がいいのではないか。
- 地域包括ケアシステムにおける医療について、もう少しロジックや哲学をはっきりすべき。
- ワーディングの中で医療連携という言葉が出てきているが、医療連携という言葉だけで良いのか。
- 精神障害の方たちが地域で暮らすための医療というところも障害分野では大きなテーマになっている。精神科に長期入院・強制入院している方の地域移行を含めた医療のあり方について、もう少しあり方をはっきり書き込んでいただきたい。

## 研究会でのご意見 ①医療について

### ご意見

- 無駄な入院をなるべく抑え、退院時もスムーズに生活の場に戻ってくるためには、福祉職全般が医療の知識をしっかり身につけなければいけない。
- 目指す姿は、「亡くなる人が増えるから」ではなく、「在宅で亡くなりたいという人が増え、その希望に応じられる体制をつくる」ということではないか。つまり、人生の最期を世田谷でおくるときに、どのような世田谷であるべきかという観点から書かれるべきではないか。地域包括ケアの医療で何を目指すのかということを考えいただきたい。
- 連携先は福祉だけではなく、消防との連携なども非常に重要である。
- 在宅医療がなかなか進展しないのは医療側の体制の問題もあるとは思うが、家庭における介護者への支援が十分でないということも大きな原因の一つだったようだ。在宅療養体制を支援していくために、在宅介護者への支援、家族への支援も進めていく必要がある。

## 研究会でのご意見 ②福祉サービスについて

### ご意見

- 子ども子育て支援を真面目に取り組むという意味では、児童館を入れて四者連携というのは場当たり的に感じてしまう。
- 障害の福祉サービスや保育所の保育施設の整備など、各部でやっている事を出し、ホチキスでとめるようにまとめ、これが福祉サービスだと言っている。これでは福祉サービス自体が包括的になっていないのではないか。
- バックアップ体制は相変わらず縦割りである。専門性が高くなると縦割りになるのはしょうがないが、縦割りのバックアップ体制と総合相談窓口はどういうふうに折り合いをつけていくのか。下手をすると領域ごとに地区の相談窓口を作ってしまう遠心力が働く。求心力を持たせるのか、遠心力を働かせるのか、福祉サービスのところできちんと考え、位置づけないといけない。
- 圏域の絵がないと福祉サービスのことは論じにくい。
- 福祉サービスの質の点で、支所で様々な苦情や事故の情報が吸い上げられ、それを効果的にフィードバックするというのは質の向上でとても大事だと思うので、取り組みでも入れていただきたい。

## 研究会でのご意見 ②福祉サービスについて

### ご意見

- これからの中高年施設のあり方は、中高年施設の専門性を活かして地域の暮らしを支えるといったところになってくる。障害、高齢、児童など、終の棲家ではない、地域生活の支援といったところが大事になってくる。
- 本当の予防的福祉というと、幼少期から学齢期への繋ぎ、それから学齢期からその次のライフステージへの繋ぎのときに漏れがあり、予防になってないということが問題であるが、そうすると教育との連携が必要だという話になり、ではそれはこの計画のどこに書きこむべきなのか。予防的福祉がしっかり入るような章立てなり、入れ方を考えていただきたい。

## 研究会でのご意見 ③予防・健康づくりについて

### ご意見

- 予防・健康づくりについては、医療関係職種や保健所、専門家の方にもチェックをしていただきたい。
- 一次予防、二次予防、三次予防という予防の概念が整理されずに書かれていて分かりにくいため、整理が必要ではないか。
- 地域の絆づくりや、参加する・活動する場所があるということが、区民の心身の健康状態を維持するのに効果がある。まちづくり自体が予防であるというゼロ次予防ということも謳った方がよいのではないか。
- 例えば、「どれだけの要介護3の人がその1年後も要介護3で止まっているか」というようなデータを、介護予防の評価指標としていれるとよいのではないか。
- 貧困な家庭の子どもの食生活が炭水化物に偏ったり、虫歯が多かったりということが指摘されているので、健康づくりということに着目するのであればそういうことも入れるべきではないか。
- 厚生労働省が病気と共に仕事をするといったことを強く打ち出している。病気を持ちながら社会参加していくといった視点もここに入れてもいいのではないか。

## 研究会でのご意見 ④住まいについて

### ご意見

- 病院や施設にいる人が地域で暮らせるようにしていく、そのために住まいが確保されなければならない、という地域移行を前面に出す必要があるのではないか
- 「住宅確保要配慮者」という言葉はもう少し碎く必要があるのではないか。
- 福祉施設はその機能を地域に展開していくべきである。
- 施設の居住性を確保し、住居としての責任を果たさなければいけないということを言っていただきたい。
- 認知症グループホームや障害者グループホームは、地域で暮らし続けるためにも、地域移行のためにも必要なので、強調して書いていただきたい。

## 研究会でのご意見 ④住まいについて

### ご意見

- 精神病院からの地域移行は、「住まいがないと移行できない」ということを支援者たちが盛んに言っているため、ぜひ進めていただきたい。
- 居住支援法人に社会福祉法人、特に入所型施設を持っているようなところが、積極的に取り組んでいくことはすごく大事である。居住支援法人をしっかり広げていくという熱い期待を、社会福祉法人に投げかけるというのは意味があると思う。
- 24時間やっている施設に夜間の第1次の受け皿になってもらうといった工夫も考えるべきである。障害は障害、高齢は高齢、という風に考えていくといつまでたっても地域包括ケアはできない。人手不足という問題も考慮すると、1人何役も担う多機能を考え、共生型サービスという発想でやっていった方がよい。
- 障害者や高齢者の地域生活を考えると、バリアフリー住宅のニーズが上がってきてるかと思うが、バリアフリー化を選択するような仕掛けを考えるべき。
- 多様なニーズを持っている方が、住まいを容易に確保できるような支援体制について、わかりやすく提示する方策を練っていただきたい。

## 研究会でのご意見 ⑤生活支援について

### ご意見

- 地域包括ケアの地区展開の活動の成果をもう少し分析して記述すべき。
- 28地区でやっている資源開発は、その身近な地域で開発できる資源を住民の参加でやっているが、その住民だけではできない資源開発をどのようにやっていくかということが重要になってきている。広域かつ様々な専門機関も含めてやってくような資源開発をどのようにしていくか、審議会、自立支援協議会、要対協など様々な既存のものがあり、整理が必要かと思う。
- 社協が事務局の協議体では、ICTの活用支援、食の支援、認知症の希望条例を受けた認知症のまちづくり支援という3つのテーマに重点的に取り組み、資源開発と地域での利用者の参加の増大といったことに取り組んでいる。そういった新たな取り組みも書き込んでいただき、更にそこで上がってきた新たな課題などについても計画の中に盛り込んでいただきたい。
- 防災との連携、また、住民への支援等実施者としての役割期待の部分も盛り込んでいただきたい。

## 研究会でのご意見 地域包括ケアシステムの要素について

### ご意見

- 世田谷の地域包括ケアシステムは国の地域共生社会も既に包含した形になっていると思うが、そこをもう少しきちんと書かないと世田谷の地域包括ケアシステムは先行しているはずが立ち遅れたような印象になってしまう。先行していた世田谷の地域包括ケアシステムを5つの要素で論じているがそれで良いか。むしろ精神障害も含めてというようなことから見ると、もう少し種別を超えて、制度の縦割りを超えてということを意識して組み立てないと時代遅れになってしまうのではないか。
- 10年以上前の地域包括ケアの5つの要素で論じ切るのはなかなか難しい。
- 地域包括ケアと包括的支援体制あるいは地域共生社会といわれるものを別立てで論じようとしてももう無理だと思う。